## 〇国土交通省告示第二百二十七号

建 築 基 準 法 施 行 令 昭 和 + 五. 年 政 令 第 百三十 八 号) 第 百 九 条  $\mathcal{O}$ 八  $\mathcal{O}$ 規 定 12 基 づ き、 壁 等  $\mathcal{O}$ 構 造

方法を次のように定める。

令和六年三月二十六日

国土交通大臣 斉藤 鉄夫

壁等の構造方法を定める件

建 築 基 潍 法 施 行 令 以 下 令 لح 1 う。 第 百 九 条  $\mathcal{O}$ 八 に 規 定 す る 技 術 的 基 準 12 適 合 す る 壁 等  $\mathcal{O}$ 構

造方法は、次に定めるものとする。

第 区 画 さ ک れ  $\mathcal{O}$ 告 7 1 示 る は 建 築 火 熱 物 で 遮 断 壁 次 に 等 掲 令 げ 第 る 基 百 準 九 条 に 適  $\mathcal{O}$ 八 合 す に る 規 t 定 す  $\mathcal{O}$ 12 る 0 火 熱 1 7 瀌 適 断 壁 用 等 す る。 を 1 う。 以 下 同 ľ で

屋 根 **(当** 該 火 熱 遮 断 壁 等 を 構 成 す る Ł  $\mathcal{O}$ で あ 0 て 平 成 + 年 建 設 省 告示 第 千 兀 百 兀 十三 号 第

ること。

第

号

口

に

定

 $\Diamond$ 

る

材

料

で

造

5

れ

た

t

 $\mathcal{O}$ 

を

除

< .

 $\mathcal{O}$ 

屋

外

側

 $\mathcal{O}$ 

仕

上

げ

を

不

燃

材

料

で

L

た

ŧ

 $\mathcal{O}$ 

で

あ

建 築 基 準 法 昭 和 + 五. 年 法 律 第 百 号。 以 下 法 لح 1 う。 別 表 第 (V)欄 (王) 項 及 び (六) 項

に掲げる用途に供しないこと。

三 火 熱 遮 断 壁 等 に ょ り 分 離 され た建 築 物  $\mathcal{O}$ 部 分  $\mathcal{O}$ う ち、 当 該 火 熱 遮 断 壁 等  $\mathcal{O}$ 加 熱 面 以 外  $\mathcal{O}$ 面 屋

밆 当 内 該  $\mathcal{O}$ 項 に 保 室 に 面 管 規 す  $\mathcal{O}$ 内 定 る  $\mathcal{O}$ 用 部 す \$ る 12 12  $\mathcal{O}$ 供 12 火 面 す す 災 限 り、 る る  $\mathcal{O}$ 室 ŧ 発 及  $\mathcal{O}$ 生 火 熱 び を  $\mathcal{O}$ 車 遮 除 お 室 く。 そ 断 そ 壁 れ 築  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ が 他 が 少  $\sum_{i}$ な 火 面 n す 災 い 室 に る  $\mathcal{O}$ 類 室 を 発 す 1 生 る 以 う。  $\mathcal{O}$ 下 部 お そ 分 以 隣 12 下 n 供 接  $\mathcal{O}$ 同 室 少 L U な な کے 1 1 1 を 室 う。 ځ 構 令 成 す 第 る 百 を 場 倉 + 合 庫 八 そ に  $\mathcal{O}$ あ 条 他  $\mathcal{O}$ 0 七 7  $\mathcal{O}$ 物 は 第

兀 上 支 構 障 造 が 耐 な 力 1 上 主 部 分 要 な を 部 除 < 分 損 を 傷 鉄 L 骨 た 場 造 と 合 L に 当 な 該 11 火 熱 遮 断 壁 等 に 影 響 を 与 え な 1 部 分 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 防 火

五 令 第 百 九 条  $\mathcal{O}$ 三 第 号 に 適 合 す る 構 造 لح な 1

六 火 熱 遮 断 壁 等 に ょ n 分 離 さ れ た 建 築 物  $\mathcal{O}$ 部 分 لح そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 建 築 物  $\mathcal{O}$ 部 分 が 床 又 は 天 井  $\mathcal{O}$ 4 で 区 画

されたものでないこと。

七 部 分 火 熱  $\mathcal{O}$ 全 遮 部 断 又 壁 は 等 又 部 は 当 を 竪 該 穴 火 熱 部 遮 分 断 令 壁 等 第 百 に 十 二 隣 接 条 す 第 る 部 十 分 項  $\mathcal{O}$ 12 階 規 数 定 が す 兀 る 以 竪 上 穴 で 部 あ 分 る を 場 1 合 う。 に は れ な 5  $\mathcal{O}$ 

第 該 各 号 壁 等 に 定 で 8 あ る る 基 建 潍 築 に 物 適  $\mathcal{O}$ 合 部 す 分 る 及 てバ £  $\mathcal{O}$ 防 لح 火 す 設 る 備  $\mathcal{O}$ 構 造 方 法 は 次  $\mathcal{O}$ 各 号 に 掲 げ る 場 合  $\mathcal{O}$ 区 分 に 応 U 当

1 耐 耐 力 壁 力 壁 で で あ あ る る 壁 間 及 仕 び 切 防 壁 火 設 は 備 次 に  $\mathcal{O}$ ょ (1)り 区 カン 5 画 (3) す る ま で 場 合 に 掲 げ 次 る に 火 掲 災 げ 継 る 続 基 予 準 測 に 時 適 間 合 す  $\mathcal{O}$ る 区 分 t に  $\mathcal{O}$ 応 で じ、 あ 該

①から③までに定める構造とすること。

(i)

特

定

区

画

延

焼

防

止

時

間

令

和

六

年

玉

土

交

通

省

告

示

第二百三十一

号第

第二

号

1

(3)

(i)

(-)

(1)

(1) 九 + 分 を 超 え る 場 合 次  $\mathcal{O}$ (i)又 は (ii) $\mathcal{O}$ 1 ず れ か に 掲 げ る 構 造

に 規 定 す る 特 定 区 画 延 焼 防 止 時 間 を 1 う。 以 下 同 r. が 火 災 継 続 予 測 時 間 以 上 で あ る 間

仕 切 壁 耐 力 壁 で あ る Ł  $\mathcal{O}$ で、 令 第 百 八 条 0 三 第 一号に 規 定 す る 構 造 方 法 を 用 1 る Ł  $\mathcal{O}$ 又

は 同 号  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る 認 定 を受け た £  $\mathcal{O}$ に 限 る。  $\mathcal{O}$ 構 造 方 法 を 用 1 る 構

浩

(ii)鉄 筋 コ ン ク IJ 1 造 <u>\_</u> \_ ン ク IJ 1  $\mathcal{O}$ 設 計 基 潍 強 度 が 平 方 メ 1 ル に 0 き六 + 二 ユ

上 1  $\mathcal{O}$ ン £ 以 下  $\mathcal{O}$ に  $\mathcal{O}$ 限 ŧ る。  $\mathcal{O}$ で あ で 0 て、 あ 0 て、 鉄 筋 当 に 該 対 す 間 仕 る 切 コ 壁 ン が ク IJ 面 す る 1 隣  $\mathcal{O}$ 接 か 室 Š  $\mathcal{O}$ り 厚 各 部 さが三十ミ 分 に お 1 て、 IJ メ 次 ] に 1 掲 ル げ 以

る式 に ょ ŋ 算 出し た 耐 火 時 間 が 火 災 継 続 予 測 時 間 以 上 で あ る t  $\mathcal{O}$ 

 $t_A = t_{fr} \left( \frac{\alpha}{460} \right)^{3/2}$ 

の 式 に お 7 て、  $t_A$  $t_{fr}$ 及 び α は、 そ れ ぞ れ 次 0 数 値 を 表 す t  $\mathcal{O}$ とする。

t<sub>A</sub> 耐火時間(単位 分)

 $t_{fr}$ 平 成 + 年 建 設 省 告 示 第 千 兀 百三十三号第 三 第 項 第 号 イ (1) に 掲 げ る 式 に ょ り 計

算 L た 屋 内 火 災 保 有 耐 火 時 間 単 位 分)

 $\alpha$ 当 該 隣 接 室 12 お け る 火 災 温 度 上 昇 係 数 平 成 十 二 年 建 設 省 告 示 第 千 兀 百 + 三号 第

U.

第

項

第

号

イ

(2)

に

撂

げ

る

式

に

ょ

0

7

計

算

L

た

火

災

温

度

上

昇

係

数

を

1

う。

以

下

同

(2) 六 + 分 を 超 え、 九 + 分 以 下 で あ る 場 合 次  $\mathcal{O}$ (i) カン 5 (iii)ま で  $\mathcal{O}$ 1 ず れ カン に 掲 げ る 構 造

(i)

(1)

(i)

又

は

(i)

 $\mathcal{O}$ 

1

ず

れ

か

12

掲

げ

る

構

浩

(ii)そ 0 鉄 他 筋 これ コ ン 5 ク に IJ 類 す  $\vdash$ る 造 仕 上 鉄 げ 筋 材 12 料 対  $\mathcal{O}$ す 厚 る さを コ ン 含 ク む。 IJ ] 以 下 1  $\mathcal{O}$ こ の か 3 り (i)厚 に お さ 11 へ モ て 同 ル じ。 タ ル、 が プ ラ 平 成 ス + タ ]

年 1 玉 ŧ 土  $\mathcal{O}$ 交 12 通 限 省告 る。 示 第 鉄 千 三 骨 百 鉄 筋 七 + \_ コ ン 号第 ク IJ 項 1 造  $\mathcal{O}$ 基 鉄 潍 筋 に ょ 又 は る 鉄 ŧ 骨  $\mathcal{O}$ に に 対 あ す 0 る 7 は コ ン ク 防 IJ 火 上 支 1  $\mathcal{O}$ 障 か  $\mathcal{O}$ Š な

り 厚 ク IJ さ が ] 1 同 造 項  $\mathcal{O}$ 鉄 基 骨 準 に に 対 ょ す る る ŧ コ  $\mathcal{O}$ ン に ク あ IJ 0 て } は  $\mathcal{O}$ か 防 3 火 り 上 厚 支 さが 障  $\mathcal{O}$ 三十 な 1 ? ŧ IJ  $\mathcal{O}$ メ に 限 ] る。 1 ル 未 満 又  $\mathcal{O}$ は ŧ 鉄 骨  $\mathcal{O}$ を コ

除 <\_ 下この (2) で、 お 厚 さ 1 干 ル タ ル が プ ラ 五 ス タ ] そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{L}$ 以 れ 上 5 に 類 す る 仕 上 げ 材 料  $\mathcal{O}$ 厚 さを含 む。

以

に

て

同

U.

八

+

ミリ

メ

]

1

ル

0

ŧ

 $\mathcal{O}$ 

- 4/64 -

- (||||)限 用  $\bigcirc$ る 間 原 柱 兀 紙 パ を 及 を 除 び 三 下 セ 1 枚 た ン 地 を 以 1 部 上 木 以 分 張 上 材  $\mathcal{O}$ کے 0 せ 又 た 0 は こう ŧ 鉄 材  $\mathcal{O}$ か で、  $\mathcal{O}$ 0 で 含 造 そ  $\mathcal{O}$ 有 り  $\mathcal{O}$ る 率 厚 を 石 か さ  $\mathcal{O}$ 九 0 含  $\mathcal{O}$ + 合 有 そ 五. 率 計 パ  $\mathcal{O}$ が を 一 ・ 両 六 セ 面 を、 十三ミ ン 五 1 強 パ 以 ij 上 化 メ セ せ 0 ン ガ こう ラ 1  $\vdash$ ス ル 以 ボ 以 上 繊 と 上 維 F  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ t た 含 (ボ  $\mathcal{O}$ ŧ 有 で  $\mathcal{O}$ 率 12 を K
- (3) 六 十 分 以 下 で あ る 場 合 次  $\mathcal{O}$ (i)又 は (i) $\mathcal{O}$ 1 ず れ か 12 掲 げ る 構

造

覆

0

た

ŧ

 $\mathcal{O}$ 

(i)(2)(i) か 6 (iii)ま で  $\mathcal{O}$ 1 ず れ カ に 掲 げ る 構 浩

(ii)

耐

火

構

浩

- 口 5 (3) 耐 ま 力 で 壁 に で 定 あ る  $\Diamond$ 外 る 構 壁 造 は لح す 次 る  $\mathcal{O}$ (1)か 5 (3) ま で に 撂 げ る 火 災 継 続 予 測 時 間  $\mathcal{O}$ 区 分 に 応 じ、 当 該 (1)
- (1) 九 + 分 を 超 え る 場 合 次  $\mathcal{O}$ (i)又 は  $(\ddot{1})$  $\mathcal{O}$ 1 ず n か に 撂 げ る 構 造
- (i)  $\mathcal{O}$ 百 特 に 八 定 限 条 る。 区  $\mathcal{O}$  $\equiv$ 画 第 延 焼  $\mathcal{O}$ <del>---</del> 号 構 防 造 に 止 方 時 規 法 定 間 を す が 用 る 火 災 1 構 る 造 継 構 続 方 浩 法 予 を 測 用 時 1 間 る 以 上 ŧ で  $\mathcal{O}$ あ 又 は る 同 外 号 壁  $\mathcal{O}$ 耐 規 定 力 壁 に ょ で る あ 認 る 定 Ł を  $\mathcal{O}$ 受け で、 た 令 第 \$
- $(\ddot{1})$ ン 鉄 筋 以 下 コ  $\mathcal{O}$ ン ŧ ク  $\mathcal{O}$ IJ で ] あ  $\vdash$ 0 造 て、 コ 鉄 ン 筋 ク に IJ 対 す 1 る  $\mathcal{O}$ コ 設 ン 計 ク 基 準 IJ 強 度 1  $\mathcal{O}$ が か Š 亚 方 り 厚 メ さ が 1 三十ミリ ル に 0 き メ 六 + 1 = ル ユ 以

カン

上  $\mathcal{O}$ ŧ  $\mathcal{O}$ に 限 る で あ 0 て、 当 該 外 壁 が 面 す る 隣 接 室  $\mathcal{O}$ 各 部 分 に お 1 て、 イ (1)(ii)に 撂 げ

る 式 に ょ り 算 出 L た 耐 火 時 間 が 火 災 継 続 予 測 時 間 以 上 で あ る £  $\mathcal{O}$ 

(i)(1)(i)又 は (ii) $\mathcal{O}$ 1 ず れ か 12 掲 げ る 構 造 (2)

六

+

分

を

超

え、

九

+

分

以

下

で

あ

る

場

合

次

 $\mathcal{O}$ 

(i)

又

は

 $(\ddot{1})$ 

 $\mathcal{O}$ 

1

ず

れ

か

12

掲

げ

る

構

造

(i)(2)(i)又 は (iii) $\mathcal{O}$ 7 れ に 構 造

1 ず か 掲 げ る

造

(3)

六

+

分

以

下

で

あ

る

場

合

次

 $\mathcal{O}$ 

(i)

又

は

 $(\ddot{1})$ 

 $\mathcal{O}$ 

15

ず

れ

か

12

掲

げ

る

構

造

(i)(2)(i)又 は (i) $\mathcal{O}$ 1 ず れ か 12 掲 げ る 構

(ii)

耐

火

構

浩

ノヽ 防 火 設 備 は 延 焼 防 止 上 支 障 が な 1 ŧ  $\mathcal{O}$ て 令 第 百 九 条  $\mathcal{O}$ 八  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る 玉 土 交 通 大 臣  $\mathcal{O}$ 

認 定 を 受 け た t  $\mathcal{O}$ を一 以 上 設 置 す る こと。

二 防 火 被 覆 を 設 け る Ł  $\mathcal{O}$ に あ 0 て は 防 火 被 覆  $\mathcal{O}$ 取 合 1  $\mathcal{O}$ 部 分、 目 地  $\mathcal{O}$ 部 分 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\sum_{}$ れ 5 に 類

等 る 当 部 該 分 建 以 築 下 物  $\mathcal{O}$ 内 取 部 合 ^ 1 等  $\mathcal{O}$ 炎  $\mathcal{O}$ 部  $\mathcal{O}$ 侵 分 入 لح を 有 1 う。 効 に 防 止 を す 当 ること 該 取 が 合 で 1 き 等 る  $\mathcal{O}$ 部 構 造 分  $\mathcal{O}$ 以 裏 下 面 12 当 炎 侵 て 木 入 防 を 設 止 構 け

造」 لح 1 う。 کے す る

る

す

ホ 壁 等  $\mathcal{O}$ 接 合 部 を 防 火 上 支 障 が な 1 構 造 とす ること。

壁 柱 及 び は ŋ 並 び 12 防 火 設 備 に ょ り 区 画 す る場合 次 に 掲 げ る 基 準 に 適 合 す Ś ŧ  $\mathcal{O}$ で あ るこ

کے

1 間 仕 切 壁 は、 次  $\mathcal{O}$ (1) カゝ 5 (3) ま で 12 掲 げ る 火 災 継 続 予 測 時 間  $\mathcal{O}$ 区 分 に 応 当 該 (1)か 5 (3) ま で

に定める構造とすること。

(1) 九 + 分 を超える場 合 次  $\mathcal{O}$ (i)か 5 (iii)ま で **(耐** 力 壁 で あ る 間 仕 切 壁 に あ 0 て は、 (i)又 は (ii)

のいずれかに掲げる構造

- (i) 造 に 方 規 特 法 定 定 を す 区 用 る 画 構 1 延 る 造 焼 構 方 防 造 法 止 を 時 用 間 1 が る 火 災 ŧ 継  $\mathcal{O}$ 又 続 予 は 同 測 号 時 間  $\mathcal{O}$ 規 以 定 上 に で ょ あ る る 認 間 定を受 仕 切 壁 け **令** た 第 ŧ 百  $\mathcal{O}$ 12 八 条 限 る  $\mathcal{O}$  $\equiv$ 第  $\mathcal{O}$
- ii 前号イ⑴iiに掲げる構造
- (iii)げ る式 鉄 筋 によ コ ン り ク 算 IJ 出 1 L た 造 耐 で 火 あ 時 0 間 て、 が 当 火 災 該 継 間 続 仕 予 切 測 壁 時 が 間 面 す 以 上 る 隣  $\mathcal{O}$ £ 接 室  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 各 部 分 に お 1 て、 次 に 掲

 $t_A = t_{fr} \left(\frac{\alpha}{460}\right)^{3/2}$ 

この式にお *(* ) て、  $t_A$  $t_{fr}$ 及 び α は、 それぞれ次  $\mathcal{O}$ 数 値 l を 表 す ものとする。

t<sub>A</sub> 耐火時間(単位 分)

号

構

 $t_{fr}$ 平 成 + 内 年 災 保 建 設 省 耐 告 火 時 示 第千 間 単 匹 位 百 三十三号第三 分 第 項 第 号 1 に 撂 げ る 式 に ょ り

計

算

L

た

屋

火

有

 $\alpha$ 当 該 隣 接 室 12 お け る 火 災 温 度 上 昇 係 数

(2) 六 + 分 を 超 え、 九 + 分 以 下 で あ る 場 合 次  $\mathcal{O}$ (i)か 5  $(i_{V})$ ま で 耐 力 壁 で あ る 間 仕 切 壁 に あ 0

造

(i)

(1)

(i)

か

5

(iii)

ま

で

耐

力

壁

で

あ

る

間

仕

切

壁

に

あ

0

て

は

(i)

又

は

 $(\ddot{1})$ 

 $\mathcal{O}$ 

1

ず

れ

か

12

掲

げ

る

7

は

(i)

又

は

(i)

 $\mathcal{O}$ 

1

ず

れ

カン

12

掲

げ

る

構

造

(i)前 号 1 (2)(i)又 は (iii)  $\mathcal{O}$ 1 ず れ か に 掲 げ る 構 造

(||||)Ł 間  $\mathcal{O}$ で、 柱 及 そ  $\mathcal{U}$  $\mathcal{O}$ 下 厚 地 さ を  $\mathcal{O}$ 鉄 合 材 計 で が 造 三十 ŋ : か IJ つ、 メ ] そ 1  $\mathcal{O}$ ル 両 以 面 上 を  $\mathcal{O}$ ケ ŧ 1  $\mathcal{O}$ で 酸 覆 力 0 ル た シ ウ £  $\mathcal{O}$ A 板 を 枚 以 上 張 0 た

(iv)軽 量 気 泡 コ ン ク IJ ] 1 パ ネ ル で、 厚 さ が 七 + 五. ? IJ メ  $\vdash$ ル 以 上  $\mathcal{O}$ ŧ  $\mathcal{O}$ 

六 + 分 以 下 で あ る 場 合 次  $\mathcal{O}$ (i)又 は  $(\ddot{1})$  $\mathcal{O}$ 1 ず れ カ 12 掲 げ る 構 造

(3)

(i) (2)(i)か 5  $(i_{V})$ ま で **(耐** 力 壁 で あ る 間 仕 切 壁 に あ 0 7 は (i)又 は  $(\ddot{1})$  $\mathcal{O}$ 1 ず れ か に 掲 げ る 構

造

外壁は、次の 制造 が が が が 大構造

口

外 壁 は 次  $\mathcal{O}$ (1)か 5 (3) ま で に 掲 げ る 火 災 継 続 予 測 時 間  $\mathcal{O}$ 区 分 に 応 じ、 当 該 (1)か 5

(3)

ま

で

12

定

める構造とすること。

(1)九 + 分 を 超 え る 場 合 次  $\mathcal{O}$ (i)カン 5 (iii)ま で 耐 力 壁 で あ る 外 壁 に あ 0 7 は (i) 又 は (ii) $\mathcal{O}$ 1

ずれかに掲げる構造

(i)特 定 区 画 延 焼 防 止 時 間 が 火 災 継 続 予 測 時 間 以 上 で あ る 外 壁 令 第 百 八 条  $\mathcal{O}$  $\equiv$ 第 号 に 規

定 です る 構 造 方 法 を 用 1 る 4  $\mathcal{O}$ 又 は 同 号  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る 認 定 を 受 け た £  $\mathcal{O}$ に 限 る  $\mathcal{O}$ 構 造

法を用いる構造

ii 前号ロ(l)iiに掲げる構造

(iii)鉄 筋 コ ン ク IJ  $\vdash$ 造 で あ 0 7 当 該 外 壁 が 面 す る 隣 接 室  $\mathcal{O}$ 各 部 分 に お 11 7 1 (1)(iii)に

げ る 式 に ょ り 算 出 L た 耐 火 時 間 が 火 災 継 続 予 測 時 間 以 上 で あ る 4  $\mathcal{O}$ 

六 + 分 を 超 え、 九 + 分 以 下 で あ る 場 合 次  $\mathcal{O}$ (i)か 5 (iii)ま で 耐 力 壁 で あ る 外 壁 に あ 0 7

は

(i)又は(ii) のいずれかに掲げる構造

(2)

(i)(1)(i)カン 5 (iii)ま で 耐 力 壁 で あ る 外 壁 に あ 0 7 は (i) 又 は  $(\ddot{1})$  $\mathcal{O}$ V ず れ か 12 掲 げ る 構 造

(iii)(i)前 1 뭉 (2)(iii)1 又 (2)は (i)(iv)又  $\mathcal{O}$ は 1 (ii)ず  $\mathcal{O}$ れ 1 ず カン 12 れ 掲 カン げ 12 る 掲 構 げ 造 る 構 造

- 9/64 -

方

掲

- (3) 六 + 分 以 下 で あ る 場 合 次  $\mathcal{O}$ (i) 又 は (ii) $\mathcal{O}$ 1 ず れ か 12 掲 げ る 構 造
- (i)(2)(i)か 5 (iii)ま で 耐 力 壁 で あ る 外 壁 に あ 0 7 は (i)又 は (i) $\mathcal{O}$ 1 ず れ か 12 掲 げ る 構 造
- $(\ddot{1})$ 5 れ 耐 た 火 場 構 合 造 に <del>(</del>令 係 る 第 部 百 分 七 に 条 限 第 る。 二号 に 掲 に 適 げ 合 る す 技 る 術 ŧ 的 基  $\mathcal{O}$ に 準 限 通 る 常  $\mathcal{O}$ 火 災 に ょ る 火 熱 が 時 間 加 え
- ハ 予 測 柱 時 は 間 以 耐 上 火 構  $\mathcal{O}$ 造 時 間 <del>(</del>令 加 第 え 5 百 七 れ 条 た 第 場 合 号 に 係 に る 掲 部 げ る 分 技 12 術 限 る 的 基 準 に ( 通 適 常 合 す  $\mathcal{O}$ 火 る 災 ŧ に  $\mathcal{O}$ ょ に る 限 る 火 熱 が 火 す 災 る 継 続

<u>ک</u> 。

- = 続 子 は 測 り 時 は 間 以 耐 上 火  $\mathcal{O}$ 構 時 造 間 <del>(</del>令 加 え 第 5 百 七 れ 条 た 場 第 合 号 に に 係 掲 る 部 げ 分 る に 技 限 術 る。 的 基 準 に ( 通 適 常 合 す  $\mathcal{O}$ 火 る 災 ŧ に  $\mathcal{O}$ ょ に 限 る る。 火 熱 が とす 火 災 る 継
- ホ 防 火 設 備 は、 前 号 ハ に 規 定 す る £  $\mathcal{O}$ کے す ること。
- 1 壁 防 等 火 被  $\mathcal{O}$ 覆 接 を 合 設 部 を け る 防 火 Ł 上  $\mathcal{O}$ 支 に 障 あ が 0 7 な 1 は 構 造 取 لح 合 す 11 等 ること。  $\mathcal{O}$ 部 分 を 炎侵 入 防 止 構 造とすること。
- 三 7 火 災 区 画  $\mathcal{O}$ 室 発 等 生  $\mathcal{O}$ لح お そ 1 う。 れ  $\mathcal{O}$ 少 を な 構 1 成 室 す 又 る は 壁 通 等 行 に  $\mathcal{O}$ ょ 用 り に 区  $\mathcal{O}$ 画 4 す 供 る す 場 る 合 建 築 次 物 12  $\mathcal{O}$ 掲 部 げ 分 る 基 以 準 下 12 適 れ 合 5 す を る 総 ŧ 称  $\mathcal{O}$

で

あ

ること。

イ 耐 力 壁 で あ る 間 仕 切 壁 は 次  $\mathcal{O}$ (1)か 5 (3) ま で 12 掲 げ る 火 災 継 続 予 測 時 間  $\mathcal{O}$ 区 分 に 応 じ、 当

該

- (1)か 5 (3) ま で に 定  $\Diamond$ る 構 造 کے す る
- (1)九 + 分 を 超 え る 場 合 第 号 1 (1)(i)又 は (i) $\mathcal{O}$ 1 ず れ か に 掲 げ る

構

造

構

造

- (2) 六 + 分 を 超 え、 九 + 分 以 下 で あ る 場 合 次  $\mathcal{O}$ (i)又 は (i) $\mathcal{O}$ 1 ず れ か 12 掲 げ る
- (i)(1)に 定  $\Diamond$ る 構 造
- (i)耐 火 構 造 令 第 百 七 条 第 号 に 掲 げ る 技 術 的 基 潍 通 常  $\mathcal{O}$ 火 災 に ょ る 火 熱 が 五 時 間

六 + 分 以 下 で あ る 場 合 次  $\mathcal{O}$ (i)又 は  $(\ddot{1})$  $\mathcal{O}$ 1 ず れ カン 12 掲 げ る 構 造

(i)(2)(i)に 定 8 る 構 造 (3)

又

は

時

間

加

え

5

れ

た

場

合

に

係

る

部

分

に

限

る

12

適

合

す

る

ŧ

 $\mathcal{O}$ 

12

限

る。

(i)耐 火 構 浩

口

非 耐 力 壁 で あ る 間 仕 切 壁 は 次  $\mathcal{O}$ (1)又 は (2)に 掲 げ る 火 災 継 続 予 測 時 間  $\mathcal{O}$ 区 分 に 応 当 該 (1)

又 は (2)12 定 8 る 構 造 とす ること。

(1)

九

+

分

を

超

え

る

場

合

前

号

1

(1)

(i)

か

5

(iii)

ま

で

 $\mathcal{O}$ 

1

ず

れ

か

に

掲

げ

る

構

造

- (2) 九 + 分 以 下 で あ る 場 合 次  $\mathcal{O}$ (i)カ 5 (iii)ま で  $\mathcal{O}$ 1 ず n か に 掲 げ る 構 造
- (i)(1)に 定  $\Diamond$ る 構 造
- (i)前 号 1 (2)(i)か 5 (iv)ま で 12 掲 げ

る

構

造

(||||)外 辟 は 耐 火 構 次 造  $\mathcal{O}$ 

ノヽ

(1)

又

(2)

る

 $\mathcal{O}$ 

区

分

じ、

当

又

(2)

に

8

る

と

ること。

(1)壁 等 及 び 当 該 壁 等 は  $\mathcal{O}$ 12 周 掲 用 が げ 次 に 場 合 掲 げ る 基 に 潍 応 12 適 合 す る 該 場 (1)合 は (2)に 定 掲 げ る 構 構 造 造 又 す は 不 燃 材 料

平 成 + 年 建 設 省 告 示 第 千 兀 百 号 に 規 定 す る 材 料 に 限 る ^ 及 び 第 三 に お 1 7 同 U 若

し < は 亚 成 + 年 建 設 省 告 示 第 千 兀 百 几 十三 号 第 第 \_\_<del>.</del> 号 口 に 掲 げ る 材 料 で 造 5 れ た ŧ  $\mathcal{O}$ 

(i)掲 げ 壁 等 る 材 で 料 あ で る 造 床 5 外 れ た 壁 部 及 分 75 を 屋 除 根 <\_ 。 平 成 十· 二  $\mathcal{O}$ 屋 年 外 建 側 設  $\mathcal{O}$ 仕 省 告 上 げ 示 を 第 千 不 燃 兀 材 百 料 兀 + で  $\equiv$ す るこ 号 第 第

뭉

口

12

- (ii)火 7 1 熱 同 外 ル U が 以 壁 内 時 壁  $\mathcal{O}$ 等 と 間 範 加 用 で え あ を る 5 か 外 n 耐 0 壁 た 火 を そ 場 構 合 造 除  $\mathcal{O}$ < 屋 12 <del>(</del>令 係 外 る 第 側 部 百  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 仕 隣 七 分 条 接 12 上 室 第 げ 限 لح を る。 号 区 不 燃 に 画 室 に 掲 材 料 等 適 げ 合 で る  $\mathcal{O}$ す す 接 技 るこ る 術 す 4 的 る 部  $\mathcal{O}$ 基 12 潍 分 限 カ 通 る 5 常  $\mathcal{O}$ (2)距  $\mathcal{O}$ 火 離 (ii)災  $(\underline{\phantom{a}})$ が 12 に 五 ょ お メ る 1
- (2) (1)12 掲 げ る 場 合 以 外  $\mathcal{O}$ 場 合 次  $\mathcal{O}$ (i)カン 5 (iii) ま で に 掲 げ る 火 災 継 続 予 測 時 間  $\mathcal{O}$ 区 分 に 応 じ、

当 該 (i)か 5 (iii) ま で 12 定 8 る 構 造

- (i)九 + 分 を 超 え る 場 合 前 号 口 (1)(i) か 5 (iii)ま で 耐 力 壁 で あ る 外 壁 に あ 0 て は (i) 又 は
- (i) $\mathcal{O}$ 1 ず れ か に 掲 げ る 構 造
- (ii)六 + 分 を 超 え 九 + 分 以 下 で あ る 場 合 次  $\mathcal{O}$ (-)又 は  $(\underline{\phantom{a}})$  $\mathcal{O}$ 7 ず れ カ に 掲 げ る 構

造

- (-)前 号 口 (2)(i)か 5 (||||)ま で 耐 力 壁 で あ る 外 壁 に あ 0 7 は (i) 又 は (i) $\mathcal{O}$ 1 ず れ カン 12 掲 げ
- る構造
- $(\underline{\phantom{a}})$ 耐 火 構 造 耐 力 壁 で あ る 外 壁 に あ 0 7 は 令 第 百 七 条 第 号 12 撂 げ る 技 術 的 基 潍 通

常  $\mathcal{O}$ 火 災 に ょ る 火 熱 が 五 時 間 又 は 時 間 加 え 5 れ た 場 合 に 係 る 部 分 に 限 る に

滴

合するものに限る。)

(iii)六 + 分 以 下 で あ る 場 合 次  $\mathcal{O}$ (-)又 は

 $(\underline{\phantom{a}})$ 

 $\mathcal{O}$ 

1

ず

れ

カン

に

掲

げ

る

構

造

- (-)(i)(-)又 は  $(\underline{\phantom{a}})$  $\mathcal{O}$ 1 ず れ カン に 撂 げ る 構 造
- 一 耐火構造

=

柱 は 耐 火 構 造 令 第 百 七 条 第 号 に 掲 げ る 技 術 的 基 準 涌 常  $\mathcal{O}$ 火 災 に ょ る 火 熱 が 火 災 継 続

測 時 間 以 上  $\mathcal{O}$ 時 間 加 え 5 れ た 場 合 に 係 る 部 分 に 限 る に 適 合 す る Ł  $\mathcal{O}$ に 限 る で あ る

لے 0

予

ホ 床 は 次  $\mathcal{O}$ (1)か 5 (3) ま で に 掲 げ る 火 災 継 続 予 測 時 間  $\mathcal{O}$ 区 分 に 応 じ、 当 該 (1)カン 5 (3) ま で 12 定 8

る構造とすること。

- (1) 九 + 分 を 超 え る 場 合 次  $\mathcal{O}$ (i) 又 は (i) $\mathcal{O}$ 1 ず れ カン 12 撂 げ る 構 造
- (i)す る 特 構 定 造 区 方 画 法 延 を 焼 用 防 1 止 る 時 間 ŧ  $\mathcal{O}$ が 又 火 は 災 同 継 号 続 予  $\mathcal{O}$ 規 測 定 時 12 間 ょ 以 る 上 認 で 定 あ を受 る 床 け た 令 第 t  $\mathcal{O}$ 百 12 八 限 条 る。  $\mathcal{O}$ 第  $\mathcal{O}$ 構 号 造 に 方 規 法 定

を用いる構造

 $(\ddot{1})$ る。 水 平 釣 ・ミリ 各 合 に 方 1 隣 メ 向 鉄 接 筋 に す 1 比 9 る 以 ル 1 隣 以 7 下 接 上 等  $\mathcal{O}$ 室 で 鉄 断 あ 筋  $\mathcal{O}$ 面 各 る 比 形 部 状 t  $\mathcal{O}$ 分  $\mathcal{O}$ 鉄  $\mathcal{O}$ に に ŧ 筋 お 限  $\mathcal{O}$ コ る。 で ン 1 て、 あ ク り、 IJ 次に で あ 鉄 1 筋 掲 0 造 げ て、 に 床 る 対 式 す 区  $\mathcal{O}$ に 画 る 断 ょ 室 コ 面 等 り ン が 算 ク 長 当 出 方 IJ 該 ] 形 L た 床 1  $\mathcal{O}$ 耐 が t  $\mathcal{O}$ 火 面 か  $\mathcal{O}$ 時 す 3 で 間 る り あ 室 が 厚 0 て、 さが 火 に 災 限

$$t_A = t_{fr} \left(\frac{\alpha}{460}\right)^{3/2}$$

継

続

予

測

時

間

以

上

で

あ

る

ŧ

 $\mathcal{O}$ 

 $\mathcal{O}$ 式 に お **,** \ て、  $t_A$  $t_{fr}$ 及 び  $\alpha$ は、 それ ぞ れ次  $\mathcal{O}$ 数 値

を表

す

ŧ

 $\mathcal{O}$ 

とする。

t<sub>A</sub> 耐火時間(単位 分)

 $t_{fr}$ L た 平 屋 成 内 + 火 災 年 保 建 有 設 省 耐 告 火 時 示 第千 間 単 兀 位 百三十三号第 分) 三 第 項 第 兀 号 1 に 撂 げ る式 に ょ り 計

算

 $\alpha$ 当 該 隣 接 室 に お け る 火 災 温 度 上 昇 係 数

六 + -分を超 え、 九 + 分 以 下 で あ る 場 合 次  $\mathcal{O}$ (i) 又 は (ii) $\mathcal{O}$ 1 ず れ カゝ に 掲 げ る 構 造

(2)

- (i) (1)(i) 又 は (i) $\mathcal{O}$ 1 ず れ か 12 掲 げ る 構 造
- (ii)又 は 耐 火 時 構 間 造 加 へ 令 え 第 5 れ 百 た 七 場 条 合 第 に 号 係 12 る 部 掲 分 げ に る 限 技 る。 術 的 基 12 準 適 合 通 す 常 る  $\mathcal{O}$ ŧ 火 災  $\mathcal{O}$ 12 12 限 ょ る る。

火

熱

が

五.

時

間

(3) (i)六 + (2)(i)分 以 に 定 下 で  $\Diamond$ あ 構 る 場 造 合 次  $\mathcal{O}$ (i)又 は (i) $\mathcal{O}$ 1 ず れ カン 12 掲

げ

る

構

造

る

- (i)耐 火 構 造
- 最 下 階  $\mathcal{O}$ 床 は 耐 火 構 造 で あ る か、 又 は 不 燃 材 料 で 造 5 れ 7 *\* \ ること。

続 子 測 時 間 以 上  $\mathcal{O}$ 時 間 加 え 5 れ た 場 合 12 係 る 部 分 に 限 る。 に 適 合 す る ŧ  $\mathcal{O}$ に 限 る。 で あ る

こと。

1

は

n

は

耐

火

構

造

<del>(</del>令

第

百

七

条

第

号

12

掲

げ

る

技

術

的

基

準

(通

常

 $\mathcal{O}$ 

火災

12

ょ

る

火

熱

が

火

災

継

チ 屋 根 は 次  $\mathcal{O}$ (1)又 は (2) に 掲 げ る 場 合  $\mathcal{O}$ 区 分 に 応 じ、 当 該 (1) 又 は (2) に 掲 げ る 基 準 に 適 合 す る

 $\mathcal{O}$ で あ ること。

(1)材 料 壁 等 若 及 L < び 当 は 平 該 成 壁 等 +  $\mathcal{O}$ 年 周 建 用 設 が 省 ハ 告 (1)示 (i)第 及 千 てバ 兀 (i)12 百 兀 掲 十 三 げ る 号 基 第 準 12 第 適 合 号 す 口 る 12 場 掲 合 げ る 耐 材 火 料 構 造 で 造 又 5 は れ 不 た 燃

ŧ  $\mathcal{O}$ 

(2) (1)に 掲 げ る 場 合 以 外  $\mathcal{O}$ 場 合 耐 火 構 造

IJ 隣 接 室 に 面 す る 開  $\Box$ 部 に 設 け る 防 火 設 備 は 次 に 掲 げ る 基 潍 に 適 合 す る ŧ  $\mathcal{O}$ 

す

ること。

防

(1) 次  $\mathcal{O}$ (i)か 5 (iv)ま で に 掲 げ る 火 災 継 続 予 測 時 間  $\mathcal{O}$ 区 分 に 応 じ 当 該 (i)カン 5 (iv)ま で に 定  $\Diamond$ る

火

設

備

を

以

上

設

置

す

ること。

- (i)で 百 建 築 + 物 分 を 階 超 数 え が る 場 兀 合 以 上 次  $\mathcal{O}$ t  $\mathcal{O}$ (-) $\mathcal{O}$ に か 限 5 る。  $(\underline{\underline{-}})$ ま で に  $\mathcal{O}$ 隣 掲 接 げ 室 る 場 に 合 面 す  $\mathcal{O}$ る 区 分 開 に  $\Box$ 応 部 じ、 に あ 当 0 7 該 (-)は カン  $(\underline{\phantom{a}})$ 5  $(\overline{\underline{-}})$ 又 は ま
- 三) に定めるもの
- (-)に、 第 規 定 号 当 に + 該 加 口 熱 (1)開 ょ る 条 開 又  $\Box$ 玉 第 部 始 は 土 後 (2)が 交 項 火 12 面 災 掲 す 通 大 法 継 る げ 第 臣 続 る 区 六 予 基 画  $\mathcal{O}$ 潍 認 +測 室 等 定 12 時 を 条 間 及 適 受 第 当 合 び け す 隣 該 た 項 る 接 加 熱 室 防 場 火 令 合 が 面 設 第 令 以 備 外 通 和 百 常 六 八  $\mathcal{O}$ 年 条 面  $\mathcal{O}$ 国  $\mathcal{O}$ に 火  $\equiv$ 災 土 火 第 炎 交 に を ょ 通 号 出 省 る さ 告 又 火 熱 示 は な 第 令 1 が 第 £ 加 百  $\mathcal{O}$ え 百 <u>-</u> 九 لح 5 条 L れ 八  $\mathcal{O}$ 7 た 場 号 八 法 第  $\mathcal{O}$ 合
- $(\underline{\phantom{a}})$ 場 8  $\mathcal{O}$ 三 る 合 当 に 第 に、 該 温 掲 度 げ 開 号 当 以 る  $\Box$ 又 上 部 基 該 は 12 加 潍 が 令 熱 に 上 面 第 昇 す 適 面 合 る 百 L 以 す 九 な 外 区 条 る 1  $\mathcal{O}$ 画 室  $\mathcal{O}$ t 面 場 等 合 八  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 屋 及 で 規 あ 内 通 び 定 常 隣 るこ に に 接 面  $\mathcal{O}$ と ょ 室 す 火 る に る 災 が 玉 に 令 0 ŧ 土 1 ょ 和  $\mathcal{O}$ 交 六 て に る 通 限 火 年 大 る。 熱 法 玉 臣 第 土 が 交  $\mathcal{O}$ 火 + 認 通  $\mathcal{O}$ 災 定 温 継 省 を 条 告 続 度 受 第 予 が 示 け 測 第 た 項 同 時 防 百 告 間 火 令 加 示 設 第 + 第 え 5 九 備 百 に 号 八 れ 条 定 た 第

- $(\overline{\underline{\phantom{a}}})$ 温 第 れ 度 た (-)号 以 場 又 又 上 合 は 12 に、 は  $(\underline{\phantom{a}})$ 令 上 に 第 当 昇 掲 該 L げ 百 る な 九 加 熱 場 条 1 合  $\mathcal{O}$ £) 面 八 以  $\mathcal{O}$ 以  $\mathcal{O}$ で 外 外 規 あ  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 定 る 場 面 に 合 لح 屋 ょ る に 内 通 常 玉 0 に 土 1 面  $\mathcal{O}$ 交 す 7 火 通 る 災 大 法 に £ 臣 第 ょ  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ に る + 認 限 火 定 る。 熱 条 を が 第二 受 火 け 災  $\mathcal{O}$ た 継 温 項 防 続 度 火 令 が 予 第 設 測 時 備 可 百 間 燃 八 条 物 加 え  $\mathcal{O}$ 燃 5 焼
- (ii)当 あ 該 0 九 7 (-)+ 分 は カン を 6  $(\underline{\phantom{a}})$  $(\overline{\underline{-}})$ 超 え、 又 ま は で  $(\underline{\underline{-}})$ 百二 建 + に 築 分 定 物  $\Diamond$ 以 階 下 る 数 で ŧ あ  $\mathcal{O}$ が 兀 る 以 場 上 合  $\mathcal{O}$ 次 ŧ  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ に (-)限 か る 5  $(\overline{\underline{-}})$ ま で  $\mathcal{O}$ 隣 に 接 掲 げ 室 に る 場 面 す 合 る  $\mathcal{O}$ 開 区 分  $\Box$ 部 に 応 に じ
- $(\underline{\phantom{a}})$ (-)告 当 示 号 当 該 第 該 口 (1)開 開 百 九 又  $\Box$  $\Box$ 部 十 部 は  $\equiv$ (2)が が 号 に 面 面 す 第 掲 す る る げ 第 X る 区 基 画 画 十 室 準 室 等 等 に 項 及 適 及 に C 規 合 び 隣 隣 定 す す る 接 接 室 室 場 る 合 が 九 が 令 + 令 和 分 九 和 六 間 六 + 年 防 分 年 間 玉 火 玉 設 土 土 防 交 交 備 火 通 通 を 設 省 備 省 1 告 う 告 令 示 示 第二 第 以 和 下 元 百 百 同 年 <u>二</u> 十 U 玉 + 土 交 九 八 号 通 号 第 第 省
- (||||)当  $(\overline{\underline{-}})$ あ 該 0 六 7 (-)+ (-)に は 分 掲 カン 又 5 は げ を  $(\underline{\phantom{a}})$  $(\overline{\underline{-}})$ 超 る  $(\underline{\phantom{a}})$ 又 え 基 12 ま 準 は で 撂  $\underbrace{(\vec{\Xi})}$ げ 12 九 建 + る 適 に 築 分 場 合 定 合 す 物 以 下 る 8 以 場 階 で る 外 数 あ 合  $\mathcal{O}$ ŧ る  $\mathcal{O}$ が 場 準 几 場 合 遮 以 合 遮 熱 上 熱 型  $\mathcal{O}$ 次 型 九 t  $\mathcal{O}$ + (-)九  $\mathcal{O}$ 12 + 分 カン 間 限 分 5 る  $(\overline{\underline{-}})$ 間 防 ま 防 火 設 で 火 に 備  $\mathcal{O}$ 設 掲 隣 備 接 げ 室 る に 場 合 面 す  $\mathcal{O}$ る 区 分 開 П に 応 部 に

- (-)号 当 該 口 開 (1)又  $\Box$ 部 は (2)が に 面 す 掲 る げ る 区 基 画 室 潍 等 に 適 及 合 てバ 隣 す 接 る 室 場 合 が 令 特 和 六 定 防 年 火 玉 設 土 交 備 通 省 告 示 第二 百 +八 号 第
- $(\underline{\phantom{a}})$ に 当 掲 該 げ 開 る 口 基 部 準 が 12 面 適 す 合 る す X. る 画 場 室 等 合 及 潍 び 隣 遮 熱 接 型 室 特 が 定 令 防 和 火 六 設 年 備 玉 土 交 通 省 告 示 第 百 +九 号

第

 $(\overline{\underline{-}})$ (-)又 は  $(\underline{\phantom{a}})$ に 撂 げ る 場 合 以 外  $\mathcal{O}$ 場 合

遮熱型特定防火設備

- (iv)で 六 建 + 築 分 以 物 下 階 で 数 あ が る 場 兀 以 合 上  $\mathcal{O}$ 次 £)  $\mathcal{O}$ (-) $\mathcal{O}$ に か 限 5 る。  $(\overline{\underline{-}})$ ま で に  $\mathcal{O}$ 隣 掲 接 げ 室 る に 場 合 面 す  $\mathcal{O}$ る 区 分 開 に  $\Box$ 部 応 じ に あ 当 0 7 該 (-)は か  $(\underline{\phantom{a}})$ 5 又  $(\Xi)$
- 三) に定めるもの。
- $(\underline{\phantom{a}})$ (-)省 告 号 当 に 当 掲 該 示 口 該 第 げ 開 開 (1)る 百 又  $\Box$  $\Box$ 部 基 九 は 部 + 潍 が (2)が  $\equiv$ に に 面 面 す 号 す 適 掲 第 る 合 る げ す X る 区 る 第 基 画 画 場 室 室 + 潍 等  $\equiv$ 等 に 合 項 及 適 及 準 75 12 合 CK 隣 規 隣 遮 す 熱 定 接 接 る 型 す 場 室 室 る 合 几 が が + 兀 令 令 五. + 兀 和 和 六 分 六 五 + 間 年 分 五. 年 間 防 玉 分 玉 土 防 間 土 火 交 交 設 火 防 設 備 通 火 通 省 備 設 省 告 告 を 備 示 示 1 **令** う。 第 第 和 百 百 以 元 下 年 + + 玉 同 九 土 八 号 交 号 第 第 诵
- 周  $(\Xi)$ 囲  $\mathcal{O}$ (-)部 又 分 は  $(\underline{\phantom{a}})$ ) 防 12 火 撂 設 げ 備 る 場 か 合 5 内 以 側 外 に  $\mathcal{O}$ + 場 五. 合 セ ン 遮 チ 熱 型 X 几  $\vdash$ 十 五 ル 以 分 内 間 防  $\mathcal{O}$ 間 火 設 12 設 備 け 5 れ た 建 具 が あ る 場

(2)

は

ま

(3) 合 構 造 防 に そ 火 お  $\mathcal{O}$ 設 1 7 他 備 当 は が 該 枠 当 開 لح 該 接 口 部 す 建 る 具 が 閉 を 部 含 鎖 分 は む し た 際 相 に ľ が 不 隙 B 燃 < 間 り 材 が とす 料 生 ľ で な る 造 5 1 か 構 れ 造 又 た لح 開 は 定  $\Box$ し 部 規 か 縁 に 若 つ、 取 ŋ L 防 < 付 火 は け 設 戸 5 当 備 れ 7 り  $\mathcal{O}$ 取 を 7 付 設 ること。 け 金 た 物

は 取 付 部 分 が 閉 鎖 L た 際 12 露 出 L な 1 ょ う に 取 ŋ 付 け 5 れ 7 1 る

(4) 障 令  $\mathcal{O}$ 第 な 百 1 十 二 遮 煙 条 性 第 能 を + 有 九 項 L 第 か \_\_\_ 号 つ、 1 常 か 5 時 閉 ハ ま 鎖 で を L に た 掲 状 げ 態 る 要 に 件 あ る を 満 ŧ た  $\mathcal{O}$ す 以 外 ŧ  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ で ŧ  $\mathcal{O}$ あ 12 0 て、 あ 0 て 防 は 火 上 支 火

災 に ょ 1) 煙 が 発 生 L た 場 合 12 自 動 的 に 閉 鎖 す る ŧ  $\mathcal{O}$ で あ る

(5) 12 ょ ラ 0 ツ て計 チ そ 算  $\mathcal{O}$ L 他 た  $\mathcal{O}$ 数 開 値 放 防 以 上 止 で 機 あ 構 る を 設 場 合 け に る こと。 お 7 て は、 ただ ک Ļ  $\mathcal{O}$ 限 ド り ア で ク な 口 1 1 ザ  $\mathcal{O}$ 閉 鎖 力 が 次  $\mathcal{O}$ 

## $\mathcal{F}$ Ш $\Delta PHdBd$

 $\mathcal{O}$ 式 に お 1 て、  $F_{\downarrow}$  $\Delta P$ Hd及 び Bdは そ れ ぞ れ 次  $\mathcal{O}$ 数 値 を 表 す t  $\mathcal{O}$ とす る。

F F T ク 口 ザ  $\mathcal{O}$ 閉 鎖 力 単 位 = ユ ] 1

 $\Delta P$ 定 8 通 常 る 数  $\mathcal{O}$ 値 火 災 単 時 位 12 お い 平 7 方 防 メ 火 設 備 1 ル に 12 加 0 わ き る = 平 ユ 均 ] 圧 力 とし 7 建 築 物  $\mathcal{O}$ 階 12 応 ľ 7 次  $\mathcal{O}$ 表 に

式

 $\overline{Bd}$ Hd地 地 階 階 床 防 を除く階数が三の か を 火 除 設 5 < 備 防 · 階数 火  $\mathcal{O}$ 設 幅 が 備 単  $\mathcal{O}$ 位 上  $\mathcal{O}$ 建 端 建 築物 築 ま メ 物 で  $\mathcal{O}$ 1 高 ル さ 単 階 位  $\equiv$ メ 階 二五. 二五. 階 五.  $\bigcirc$ 

(6) (i) け 号 5 次 当 れ  $\mathcal{O}$ 口 た (1)該 (i)又 開 £ 又 は は  $\mathcal{O}$ (2) で 部 (ii)に が あ に 撂 掲 ること。 面 げ す げる区 る区 る 基 一 分 に 画室 準 に · 応じ、 等及び隣接 適 合す 当 る 該 場 室 合 (i)が 又 令 和 次 は に (ii)掲 六 に 年国 げ 定  $\Diamond$ る 基 る 土交通省告示第二百二十八号第二 準 基 に 準 適 に 合す 適 合す るものであること。 る開  $\Box$ 部 に 取

(-)

 $\mathcal{O}$ 

開

 $\Box$ 

部

 $\mathcal{O}$ 

幅

及

 $\mathcal{C}_{\mathcal{C}}$ 

長さが二・

五.

メー

 $\vdash$ 

ル

以

下であること。

り 付

 $(\underline{\phantom{a}})$  $\mathcal{O}$ 階 に 存 す る 隣 接 室 に 面 す る 各 開  $\Box$ 部  $\mathcal{O}$ 面 積  $\mathcal{O}$ 合 計 が 十 二 五. 亚 方 X ] } ル 以 内 で

あること。

 $(\ddot{1})$ (i)に 掲 げ る 場 合 以 外  $\mathcal{O}$ 場 合 次 に 掲 げ る 基 潍 に 適 合 す る ŧ  $\mathcal{O}$ で あ る

 $(\underline{\phantom{a}})$  $\mathcal{O}$ 階 に 存 す る 隣 接 室 に 面 す る 各 開  $\Box$ 部  $\mathcal{O}$ 面 積  $\mathcal{O}$ 合 計 が  $\equiv$ + 平 方 メ 1 ル 以 内 で

こと。

(-)

 $\mathcal{O}$ 

隣

接

室

12

面

す

る

各

開

 $\Box$ 

部

 $\mathcal{O}$ 

面

積

 $\mathcal{O}$ 

合

計

が

十

五.

亚

方

メ

]

1

ル

以

内

であ

ること。

あ

る

ヌ 区 画 室 等 が 外 壁 又 は 屋 根  $\mathcal{O}$ \_\_ 部 又 は 全 部 を 有 な 1 場 合 に あ 0 7 は、 ハ (1)(i)及 U (ii)12 掲 げ る

基準に適合すること。

ル 防 火 被 覆 を 設 け る ŧ  $\mathcal{O}$ に あ 0 7 は 取 合 1 等  $\mathcal{O}$ 部 分 を 炎 侵 入 防 止 構 造 と す ること。

ヲ 壁 等  $\mathcal{O}$ 接 合 部 を 防 火 上 支 障 が な 1 構 造 لح す る

第三 壁 等 が 火 災  $\mathcal{O}$ 発 生  $\mathcal{O}$ お そ れ  $\mathcal{O}$ 少 な 1 室 を 構 成 す る 場 合 12 あ 0 7 は 次 に 掲 げ る 基 準 に 適 合 す る

ものとすること。

該 壁 等  $\mathcal{O}$ 室 内  $\mathcal{O}$ 付 け 柱 及 てバ 階 段 7  $\mathcal{O}$ 他 れ 12 類 す る ŧ  $\mathcal{O}$ を 耐 火 構 造 被 覆 材 に 可 燃 性  $\mathcal{O}$ 材 料

を 含 ま な 1 4  $\mathcal{O}$ に 限 る 次 号 に お 1 7 同 じ کے す る カ 又 は 不 燃 材 料 で 造 る

構 造 耐 力 上 主 要 な 部 分 で あ る 壁 柱 及 び は り を 耐 火 構 造 لح す ること。

第 几 壁 等 が 当 該 壁 等 以 外  $\mathcal{O}$ 建 築 物  $\mathcal{O}$ 部 分 壁 等 が 火 災  $\mathcal{O}$ 発 生  $\mathcal{O}$ お そ れ 0 少 な 1 室 を 構 成 す る

場

合

- 21/64 -

令  $\mathcal{O}$ シ に あ 第 4 日 で 百 ン 0 ジ 7 八 接 条 す は 彐  $\mathcal{O}$ る 1 几 \$ ン 当 1 該 第  $\mathcal{O}$ そ 壁 で 等 項 あ  $\mathcal{O}$ 第 る 他  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 室 کے 号 内 相 若 互.  $\mathcal{O}$ 付 た L に だ < 応 け 力 柱 は L 第 を 及 当 伝 び 号 該 階 え 12 壁 な 段 等 そ 該 11 当 以  $\mathcal{O}$ 構 す 他 外 造 る  $\mathcal{O}$ 方 構 建 法 れ 造 築 12 類 又 物 延 は 焼 す  $\mathcal{O}$ 令 部 防 る 第 分 止 ŧ 上 百  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 九 特 支 を 条 定 障 除 <\_ 。 主  $\mathcal{O}$ が 要 五. な 構 第 1 造 لح 4 号 部 工  $\mathcal{O}$ 12 キ に が 掲 耐 限 ス げ パ 火 る 構 ン る 造 基

準

に

適

合

す

る

構

造

で

あ

る

場

合

に

あ

0

7

は

\_

 $\mathcal{O}$ 

限

り

で

な

1

第 五 1  $\mathcal{O}$ 外 第 次 ئے ۔ 壁  $\mathcal{O}$ 第 各 面 及 号 た だ 号 び に 屋 又 掲 L 根 げ は 第 次 る 面 に 壁 か 等 号 撂 5 げ 12  $\mathcal{O}$ る メ 掲 構 基 げ 造 準 1 る  $\mathcal{O}$ に 構 区 ル 適 以 浩 分 上 に 合 突 応 す 火 る 出 熱 じ 建 さ 遮 築 当 せ 断 壁 該 物 等  $\mathcal{O}$ 当 各 部 該 号  $\mathcal{O}$ 分 突 12 両 定 12 出 端 設 さ 及  $\Diamond$ け せ び る 基 た 上 る 壁 壁 端 潍 等 等 を 12 12 構  $\mathcal{O}$ 適 合 あ 部 成 す 0 分 す 7 る る に は 開 壁 ŧ 等  $\mathcal{O}$ \_ 部 で は  $\mathcal{O}$ を あ 設 限 る 建 Ŋ け 築 で な 物

1 次  $\mathcal{O}$ (1)又 は (2) $\mathcal{O}$ 11 ず n カン に 該 当 す る Ł  $\mathcal{O}$ で あ る

(1)

次

12

掲

げ

る

基

潍

に

適

合

す

る

建

築

物

 $\mathcal{O}$ 

部

分

な

15

0

- (i)壁 等 を 設 け た 部 分  $\mathcal{O}$ 外 辟 は 次 に 撂 げ る 基 準 に 適 合 す る ŧ  $\mathcal{O}$ す ること。
- (-)壁 等 を 含 4 次  $\mathcal{O}$ 表 (-)項 に 掲 げ る 式 に ょ 0 7 計 算 L た 幅 に わ た 0 て、 次 12 掲 げ る 基

準に適合するものとすること。

(1)次  $\mathcal{O}$ 表 (\mathcal{I}) 欄 12 掲 げ る 火 災 継 続 予 測 時 間  $\mathcal{O}$ 区 分 12 応 じ、 同 表 (3)欄 に 掲 げ る 構 造 辟

等 場 合  $\mathcal{O}$ 部 に 分 あ と接 0 て つする は 外 次 壁  $\mathcal{O}$ 表  $\mathcal{O}$ 三 方 (V) $\mathcal{O}$ 欄 4 に 掲 を げ 耐 る 火 構 火 造 災 とす 継 続 る場 予 測 合 時 間 そ  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 区 他 分 延 12 焼 応 防 U 止 上 7 支 同 障 表 が (3)欄 あ る に

掲げる構造)とすること。

- 回 屋外側の仕上げを不燃材料ですること。
- $(\mathcal{N})$ 合 防 に 開 火 あ 設  $\Box$ 0 備 部 て に 外 は 次 壁 0) 同 表 (1) 表 に (\mathcal{I}) (\mathcal{I}) 欄 欄 適 に 合 に す 掲 掲 る げ げ る 部 る 火災 火 分 に 災 継 継 限 続 る。 続 予 予 測 測 時 を 時 間 次 間  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 区 区 表 分 分に  $\equiv$ に (3) 応じ 応 欄 じ、 に 7 掲 同 げ 同 表 る 表 (は) 構 (は) 欄 造 欄 に と に 掲 掲 L げ た げ る る 場
- $(\underline{\phantom{a}})$ 準 12 壁 等 適 を 合 含み、 す る ŧ  $\mathcal{O}$ 次 で  $\mathcal{O}$ あ 表 ること。 (\_) 項 に 掲 げ る式 に ょ 0 て 計 算 た 幅 に わ た つ て、 次に 撂 げ る基

防

火

設

備)

を設

け

ること。

- (4) 最下階の外壁を除き、防火構造とすること。
- (1) 屋 外 側  $\mathcal{O}$ 仕 上 げ を 準 不 燃 材 料 で すること。
- 屋  $(\mathcal{N})$ 根 は、 開  $\Box$ 次 部 12 に 掲 法 げ 第 る 条 基 準 第 12 九 号 適 合  $\mathcal{O}$ す る 口 に ŧ 規  $\mathcal{O}$ 定する とする こと。 防 火 設 備 を 設 け ること。
- (-)壁 等 を含み、 次  $\mathcal{O}$ 表 (-)項 に 掲 げ る式 によ 0 て計算 し た 幅 に わ た つって、 耐 火構 造とす

ること。

 $(\, \underline{i} \,)$ 

(\_\_) 壁等を含み、次の表一口項に掲げる式によって計算した幅にわたって、 防火構造とす

ること。ただし、 軒裏以外の屋 根の部分にあっては、 この限りでない。

出	(_)	()	
出させる幅(単位 メートル)を表すものとする。 この表において、Lは、壁等の両端又は上端を建築物の外壁面又は屋根面から突	10(1-0.5L) (6・5を超える場合にあっては、6・5)	4.6(1-L) (3を超える場合にあっては、3)	幅(単位 メートル)

常号が	九十分を超える場合第二	(1)
の火災による火熱が一時に掲げる技術的基準(通火構造(令第百七条第二	一第一号ロ(1)に定める構	(3)
	通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始 後火災継続予測時間当該加 後火災継続予測時間当該加 一条第二項、会第百八条の三第 一号又は令第百八条の三第 一号又は令第百八条の三第 一号又は令第百八条の三第	(11)

九十分を超える場合	(\lambda \gamma)
第二第一号ロ⑴に定める構	(3)
通常の火災による火熱が加 後火災継続予測時間当該加 熱面以外の面に火炎を出さ 熱面以外の面に火炎を出さ	(It)

六十分以下である場合			である場合	六十分を超え、九十分以下
耐火構造	いて同じ。)	のに限る。以下この表にお	分に限る。)に適合するも	間加えられた場合に係る部
四十五分間防火設備				特定防火設備

 $\equiv$ 

(2)

(i) 壁 等 を 設 け

以

た 部 分

 $\mathcal{O}$ 外 壁 は 壁

て 次 に 掲 げ る 基 準 等 に 適 を含み、 合す る 壁 等 t  $\mathcal{O}$ に接する一

上 に (1)表 わ  $\equiv$ (V)欄 に 撂 げ る火 災 継 続 予 測 時 間  $\mathcal{O}$ 区 . 分 に応じ、 とすること。 同 表 (ろ) 欄

る

げ 基 準 に 適 合す る建 築

物

 $\mathcal{O}$ 

部

分

方

 $\mathcal{O}$ 

部

分を

幅

六

五.

メ

1

トル

に

撂

げ

る

構造とするこ

掲

次

に

0

た

(-)

下 で

あ る 場

六

+

分以

合

耐

構

造

特

定

防

火

設

備

火

造

第二 第 号

六

十分を超

え、

九

+

分

以下

で

あ

る場

合

口

(2)

に

定 め る 構

九 + 分 間

設

備

- 27/64 -

防 火

定を受け

認

た

火

防

玉 土 交

通 設 備 大

 $\mathcal{O}$ 

規

定

に

ょ は る 令 第 百 九

号

又 項、 令 第 百 八

第

法 第 六

+

項、

条  $\mathcal{O}$ 臣 八

 $\mathcal{O}$ 

条  $\mathcal{O}$ 

条

条第二

造

第

کے

- $(\underline{\phantom{a}})$ 屋 外 側  $\mathcal{O}$ 仕 上 げ を 不 燃 材 料 で す ること。
- $(\overline{\underline{-}})$ (1)表 三 (\mathcal{I}) 欄 に 掲 げ る 火 災 継 続 予 測 時 間  $\mathcal{O}$ 区 分 に 応 じ、 開  $\square$ 部 に 同 表 (は) 欄 に 掲 げ る 防

火

設備を設けること。

(i)壁 等 を 設 け た 部 分  $\mathcal{O}$ 屋 根 は 壁 等 を含 み、 壁 李等 に 接 す る 方  $\mathcal{O}$ 部 分 を 幅 六 五 メ ] 1 ル

以上にわたって耐火構造とすること。

口 1 (1) (i)(-)及 び (2)(i) に 適 合 す る 部分に接 L て 軒 裏、 S さし そ 0 他  $\sum_{}$ れ らに 類 す る Ł  $\mathcal{O}$ が 設 け 5

れていないこと。

次の①又は②のいずれかに適合すること。

1

第二

第三

号

に

掲

げ

る

構

造

次

12

掲

げ

る

基

準

12

適

合

すること。

(1) 次に掲げる基準に適合すること。

(i) 壁 等 を 設 け た 部 分 0) 外 壁 は、 次 に 撂 げ る 基 準 に 適 合 する Ł  $\mathcal{O}$ とすること。

(-)壁 等 を 含 み、 幅  $\equiv$ メ 1 ル 以 上 に わ た つ て、 次 に 掲 げ る 基 準 に 適 合 す る ŧ  $\mathcal{O}$ るこ

کے

(1)造 とすること。 第 号 1 (1) 表 ただし、 (V)欄 に 外 掲 壁 げ る 壁 火 等 災 に 継 該 続 当 予 す 測 る 時 ŧ 間  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ に 区 限 分 に応 る。 じ、 が 不 同 燃 表 材 (3) 料 欄 又 12 は 掲 平 げ 成 る + 構

年 建 設 省 告 示 第 千 兀 百 兀 十三号第 第 号 口 に 掲 げ る 材 料 で 造 5 れ た ŧ  $\mathcal{O}$ で あ る場

合 に お 1 7 は 当 該 外 壁 に 0 7 て は ک  $\mathcal{O}$ 限 ŋ で な 1

(1) 第 号 1 (1)(i)(-)(1) 及 び  $(\mathcal{N})$ に 掲 げ る 基 準 に 適 合す ること。 ただ 外 壁 壁 等 に 該 当

号 口 に 掲 げ る 材 料 で 造 5 れ た ŧ  $\mathcal{O}$ で あ る 場 合 に お 7 7 は 当 該 外 壁 に 0 7 7 は

限りでない。

す

る

ŧ

 $\mathcal{O}$ 

に

限

る。

が

不

燃

材

料

又

は

平

成

+

年

建

設

省告示

第千四

百

兀

十三

号

第

第

 $\mathcal{O}$ 

 $(\underline{\phantom{a}})$ 壁 等 を 含 み、 幅 六 五. メ ]  $\vdash$ ル 以 上 に わ た つ て、 次 に 掲 げ る 基準 に 適 合 す る Ł  $\mathcal{O}$ とす

ること。

(1)最 下 階  $\mathcal{O}$ 外 壁 を 除 き、 防 火 構 造 とすること。 ただ し、 壁 等 に 該 当 す る 外 壁 が 不 燃 材

料 又 は 平 成 + 年 建 設 省 告 示 第 千 兀 百 匹 十三号 第 第 号 口 12 掲 げ る 材 料 で 造 5 れ た

ŧ  $\mathcal{O}$ で あ る 場 合 に お 1 て は 当 該 外 壁 に 0 **,** \ て は、 0) 限 ŋ で な 1

(1) 第 号 1 (1)(i) $(\underline{\phantom{a}})$ (1) 及 び  $(\nearrow)$ に 掲 げ る 基 準 に 適 合 すること。 ただ 外 壁

壁

等

に

該

当

す る ŧ  $\mathcal{O}$ に 限 る。 が 不 燃 材 料 又 は 平 成 十 二 年 建 設 省 告 示 第 千 兀 百 匹 +  $\dot{\equiv}$ 号 第 第

号 口 12 撂 げ る 材 料 で 造 5 n た ŧ  $\mathcal{O}$ で あ る 場 合 に お 1 7 は 当 該 外 壁 に 0 **,** \ ては この

限りでない。

(i) 屋根は、次に掲げる基準に適合するものとすること。

(-)

壁

等

を

含

み、

幅

 $\equiv$ 

メ

1

ル

以

上

に

わ

た

0 て、

耐

火

構

造

لح

すること。

ただ

し、

屋

根

壁

等

に

該

当

す

る

ŧ

 $\mathcal{O}$ 

12

限

る

が

不

燃

材

料

又

は

亚

成

+ \_

年

建

設

省

告示

第

千

兀

百

几

+

 $\stackrel{\cdot}{\equiv}$ 

号第

第

号

口

に

掲

げ

る

材

料

で

造

5

れ

た

ŧ

 $\mathcal{O}$ 

で

あ

る

場

合

に

お

1

て

は

当

該

屋

根

に

0

1

て

は

ること。 た だ

当 示 該 第 屋 千 根 几

ること。 メ 1 た ル

以 上 に わ た 0 7 耐 火 構 造 لح す る た だ 壁 等 で あ る 屋 根 に 0 1 7 は  $\mathcal{O}$ メ 限 り 1 で ル

な 1

口

イ (1)(i)(-)及 U (2) (i)に 適 合 す る 部 分 に 接 L 7 軒 裏、 S さ L そ 0 他 ۲ れ 5 に 類 す る Ł  $\mathcal{O}$ が 設 け 5

れ 7 1 な 1

第

六 次  $\mathcal{O}$ 各 号 に 掲 げ る 場 合  $\mathcal{O}$ 区 分 に 応 じ 当 該 各 号 に 掲 げ る 基 準 に 適 合 す ること。

火 熱 遮 断 壁 等 に ょ 9 分 離 さ れ た  $\mathcal{O}$ 建 築 物  $\mathcal{O}$ 部 分  $\mathcal{O}$ 外 壁 面 لح 当 該 火 熱 遮 断 壁 等 に ょ n 分 離 さ れ

た 他  $\mathcal{O}$ 建 築 物  $\mathcal{O}$ 部 分  $\mathcal{O}$ 外 壁 面  $\mathcal{O}$ な す 角 以 下  $\sum_{}$  $\mathcal{O}$ 第 六 12 お 11 7 外 辟 面  $\mathcal{O}$ な す 角」 1 う。 が

九 + 度 を 超 え な 1 場 合 相 互  $\mathcal{O}$ 外 壁 間  $\mathcal{O}$ 中 心 線 カン 5 五. メ 1 ル 以 下  $\mathcal{O}$ 距 離 に あ る 建 築 物  $\mathcal{O}$ 部 分  $\mathcal{O}$ 

外 壁 外 壁 面  $\mathcal{O}$ な す 角 が 九 + 度 を 超 え な 11 外 壁 に 限 る。 は 次 に 掲 げ る 基 進 に 滴 合 す る ŧ  $\mathcal{O}$ لح

す る <u>ک</u> 。 た だ 外 辟 壁 等 12 該 当 す る ŧ  $\mathcal{O}$ 12 限 る。 が 不 燃 材 料 又 は 平 成 + 年 建 設 省 告 示

0 1 7 は  $\mathcal{O}$ 限 り で な 1 第

千

兀

百

兀

十三

号

第

<del>---</del>

第

号

口

12

掲

げ

る

材

料

で

造

5

れ

た

4

 $\mathcal{O}$ 

で

あ

る

場

合

12

お

1

7

は

当

該

外

壁

12

1 第 五. 第 号 1 (1)表 (\lambda) 欄 に 撂 げ る 火 災 継 続 予 測 時 間  $\mathcal{O}$ 区 分 に 応 じ、 同 表 (3)欄 に 掲 げ る 構 造 لح

す る

屋 外 側  $\mathcal{O}$ 仕 上 げ を 不 燃 材 料 で す る <u>ک</u> 。

口

ノヽ 同 表 (\lambda) 欄 に 掲 げ る 火 災 継 続 予 測 時 間  $\mathcal{O}$ 区 分 に 応 じ 当 該 外 壁  $\mathcal{O}$ 開  $\Box$ 部 に 同 表 (lt) 欄 に 掲 げ る 防

火 設 備 を 設 け る

る

掲 げ 外 壁 基 面 準  $\mathcal{O}$ に な 適 す 合 角 す が ること。 九 + 度 以 ただ 上 で L あ り、 外 壁 百 壁 + 等 五 度 12 該 以 当 下 す で る あ t る  $\mathcal{O}$ 場 合 12 限 る。 次  $\mathcal{O}$ 1 が 又 不 は 燃 口 材  $\mathcal{O}$ 料 1 ず 又 は れ 平 カン 成 に

十 二 年 建 設 省 告 示 第 千 兀 百 兀 +  $\equiv$ 号 第 第 号 口 に 掲 げ る 材 料 で 造 5 れ た ŧ  $\mathcal{O}$ で あ る 場 合 に お 1

て は 当 該 外 壁 に 0 11 7 は  $\mathcal{O}$ 限 り で な い

1 火 熱 遮 断 壁 等 12 ょ n 分 離 さ れ た  $\mathcal{O}$ 建 築 物  $\mathcal{O}$ 部 分  $\mathcal{O}$ 外 壁 外 壁 面  $\mathcal{O}$ な す 角 が 九 + 度 以 上 で あ

り、 百 三 + 五. 度 以 下 で あ る 外 壁 に 限 る に 0 1 7 壁 等 を 含 4 幅 十 メ ] 1 ル 12 わ た 0 7 次

 $\mathcal{O}$ 基 準 12 適 合 す る ŧ  $\mathcal{O}$ と す るこ

(-)第 五. 第 号 1 (1)表  $\equiv$ (\mathcal{I}) 欄 12 掲 げ る 火 災 継 続 子 測 時 間  $\mathcal{O}$ 区 分 に 応 じ、 同 表 (3)欄 12 撂 げ る 構 造

とす る

 $(\underline{\phantom{a}})$ 屋 外 側  $\mathcal{O}$ 仕 上 げ を 不 燃 材 料 で す ること。

 $(\overline{\underline{\phantom{a}}})$ 第 五 第 号 1 (1) 表 三 (\mathcal{I}) 欄 に 掲 げ る 火 災 継 続 予 測 時 間  $\mathcal{O}$ 区 分 に 応 じ、 当 該 外 壁  $\mathcal{O}$ 開 部 に 同

表 (II) 欄 に 掲 げ る 防 火 設 備 を 設 け る

第 号 に 掲 げ る 基 準 に 適 合 す る £  $\mathcal{O}$ とす ること。

第

口

七 建 築 物 12 高 さ が 異 な る 部 分 が あ る 場 合 に お 11 て、 壁 等 を 建 築 物  $\mathcal{O}$ 低 11 部 分 以 下 低 1 部 分

لح 1 う。 に 設 け る 場 合 12 お 1 7 は 建 築 物  $\mathcal{O}$ 高 1 部 分 以 下  $\neg$ 高 1 部 分 لح 1 う。  $\mathcal{O}$ う ち 当

該 壁 等 か 5  $\mathcal{O}$ 水 平 距 離 が 五. メ ] 1 ル 以 内 で カン **つ** 低 VI 部 分  $\mathcal{O}$ 屋 根 面 カン 6  $\mathcal{O}$ 垂 直 距 離 が 七 メ 1 ル

以 下 が 不 で あ 材 る 料 部 分  $\mathcal{O}$ れ 外 壁 低 部 1 分 部 分 に 壁 面 す る 部 部 分 に 特 限 る 設 が 耐 火 構 造 で れ あ ŋ カン つ、 屋 外 だ 側  $\mathcal{O}$ 仕 低 上

げ

燃

でさ

当

該

 $\mathcal{O}$ 

外

 $\mathcal{O}$ 

開

 $\Box$ 

に

定

防

火

備

が

設

け

5

て

١ ر

ること。

た

1 で 部 高 分 1 当 部 該 分 カン 火 熱 5 遮  $\mathcal{O}$ 水 断 平 壁 距 等 離 に が ょ n 五. X 分 離 1 さ ル n た 以 下 部 で 分  $\mathcal{O}$ あ る う 5 部 高 分 が 1 部 耐 分 火 を 構 含 造 ま で あ な い n 部 分 カン に <u>つ</u> 限 る。  $\mathcal{O}$ 部 分  $\mathcal{O}$ 12 屋 開 根

第 八 は 給 該 水 管 管 لح 当 配 該 電 管 壁 等 そ لح  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 他 隙  $\mathcal{O}$ 管 間 を が 当 干 ル 該 タ 壁 等 ル そ 屋  $\mathcal{O}$ 外 他 に  $\mathcal{O}$ 不 面 燃 す る 材 料 4 で  $\mathcal{O}$ 埋 を 8 除 な < け れ ば を な 貫 5 涌 な す る 1 場 合 に お 1 7

2

 $\Box$ 

部

が

な

1

場

合

に

お

1

7

は

 $\mathcal{O}$ 

限

り

で

な

1

予 に 兀 第 ょ ょ 床  $\mathcal{O}$ 八 7 項 測 + る 規 1) 令 お 百 面 床 第 時 1 五. +潍 積 定  $\mathcal{O}$ 同 7 間 分 兀 耐  $\mathcal{O}$ に 規 号 百 面 間 が 条 合 ょ 積 定 火 ノヽ 六 12 中 + 火 第 構 計 1)  $\mathcal{O}$ + 災 浩 五 床 合 ょ 九 分 項 計 1) 条 継 لح  $\mathcal{O}$ 百 面 平 + 以 続 あ  $\mathcal{O}$ 床 積 五. 床  $\mathcal{O}$ 下 若 分 予 る 界 方 百  $\mathcal{O}$ 面 平 間 で 測  $\mathcal{O}$ 壁 L メ 合 積  $\mathcal{O}$ < 計 あ 時 は 方 兀  $\mathcal{O}$ 第 る 間 同 は } メ 合 第 計 場 壁 ] が 条 百 ル 百 六 合 第 +火 又 以 平 1 項 内 第 12 + 災 は 方 ル 百 ごと あ 第 平 条 分 継 項 以 七 メ 内 第 0 を 続  $\mathcal{O}$ 百 方 뭉 + て 超 予 12 間  $\vdash$ メ  $\mathcal{O}$ 三 لح 項 測 区 ル は え 仕 規 几 時 条 以 に 1 若 定 切 画 十 九 間 壁 第 す 内 X ル L は る < 五. + 画 以 又 <del>---</del> 場 لح 分) 当 分 は 項 す 内 は 前 <u>\_</u>" 以 該 同  $\mathcal{O}$ 合 に る 第 項 \_ لح 下 場 壁 12 区 兀 条 防  $\mathcal{O}$ と で 等 第 項 場 火 限 画 合 に 読 壁 合 が  $\equiv$ 区 あ る す に か 若 4 第 項 る 限 る 画 6 に 場 替 場 若 る。 第 す L 0 < 若 え 第 合 る 六 合 L 1 る 三 < は 又 場 項 に L 7 合 ŧ 号 防 < は ま 潍 あ は に で、  $\mathcal{O}$ 第 火 は 同 同 又 用 0 7 掲 兀 床 同 条 条 は す す げ は 項 に 条 第 第 同 同 る る 第 六 る  $\mathcal{O}$ あ 九 +条 条 + 構 + 項 項 第 第 層 0 分、 造 壁 7 八 七  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 九 で 12 規 項 項 場 は 項 同 合 火 あ あ  $\mathcal{O}$ 定 条  $\mathcal{O}$ 災 時 る 規 に 第 規 同 に 0 場 継 7 間 定 お 定 ょ 八 条 項 続 合 は に 1) 12 第 11

第 九 b 五 十 火 1 分 分 当 設 7  $\mathcal{O}$ 以 令 又 該 備 潍 当 下 壁 は 第 で 用 等 玉 該 で あ す 百 る + 土 加 あ が 7 交 熱 る 第 場 条 通 面 第 第 大 以 合  $\mathcal{O}$  $\equiv$ 場 臣 外 に れ 号 合 +  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ あ に 認 0 に 通 に 面 7 掲 常 項 定 に お げ  $\mathcal{O}$ を 火 は い  $\mathcal{O}$ 受 規 炎 六 る 火 7 け を + 構 災 定 出 分、 造 た に は 同 さ で ょ 項 換 ŧ な 火 あ 中 気  $\mathcal{O}$ る  $\overline{\phantom{a}}$ 11 災 る 火 لح 場 熱 暖 ŧ 継 特 読 合 続  $\mathcal{O}$ が 定 房 لح 予 に 4 加 防 又 替 L 測 お え 火 は 7 時 5 設 冷 え 1 7 備 る 間 れ 房 が た ŧ 玉  $\mathcal{O}$ 設 土 六 火  $\mathcal{O}$ 場 لح لح 交 + 災 合 備 あ 分 す 通 継 に る  $\mathcal{O}$ る 大 以 続  $\mathcal{O}$ 風 下 臣 予 道 加 は が で 測 熱 が 壁 定 あ 時 開 等 第  $\Diamond$ 間 る 始 た 場 が 後 百 を 六 合 貫 構 火 九 浩 に + 災 条 通 分 方 あ 継 す に 続 法 0 を 規 る 場 を 7 超 7 定 す 合 用 は え 測 時 に 兀 る VI る 十 九 間 防 0

第 熱 + 遮  $\Diamond$ は 第 あ 亚 る る 主 断 火 号 建 要 災 構 成 壁 造 等 12 築 構 継 + で 掲 物 造 を 続 あ 七 げ  $\mathcal{O}$ 部 除 予 る 年 る 部 <\_ が 測 基 準 時 ŧ 玉 分 準 以 間 土  $\mathcal{O}$ 耐 **当** 交 に 下 を 火 は 除 通 適 該 構 省 く。 合 建 造  $\mathcal{O}$ 次 告 す 第 築  $\mathcal{O}$ る 特 各 示 物 十 第 を ŧ)  $\mathcal{O}$ 定 に 号 除 部 12  $\mathcal{O}$ 主 お < 分 要 1 掲 百 令 五. 構 7 げ  $\mathcal{O}$ る 十 和 特 造 同 五. U 元 定 部 火 熱 号 年 主 九 が 遮 第 玉 要 +耐 構 分 土 火  $\mathcal{O}$ 断 交 第 造 構 区 壁 分 等 通 部 造 省 項 が を に に 第 告 含 令 応 ょ 第 n 示 む じ 뭉 第 百 分 当 離 カ 九 百 5 条 で 該 九 さ 第 十 あ 各 れ  $\mathcal{O}$  $\equiv$ 号 た 五 兀 り 号 第 12 号 建 第 ま 又 定 築 号 で は  $\Diamond$ 物 第 又 階 る  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 1 は 数 時 部 令 ず 項 が 間 分 第 第 れ 三 す 当 以 三 か 百 12 号 る + 上 該 定 条 又 で 火

る 式 特 12 定 ょ 主 り 要 算 構 出 造 部 L た が 令 隣 接 第 室 百 八  $\mathcal{O}$ 通 条 常  $\mathcal{O}$ 火 兀 災 第 継 続 項 時 第 間 号  $\mathcal{O}$ う 又 5 は 第 最 号 ŧ 長 に 1 該 当 時 間 す る 建 築 物  $\mathcal{O}$ 部 分 次 に 掲 げ

$$t = t_f \left(\frac{\alpha}{460}\right)^{3/2}$$

 $\mathcal{O}$ 式 に お 1 て、 t $t_f$ 及 び  $\alpha$ は そ れ ぞ れ 次  $\mathcal{O}$ 数 値 を 表 す ŧ  $\mathcal{O}$ す

t 通常火災継続時間(単位 分)

 $t_f$ 隣 接 室 12 0 1 て、 令 第 百 八 条  $\mathcal{O}$ 兀 第 項 に 掲 げ る式 に 基 づ き 計 算 L た 該 建 築 物  $\mathcal{O}$ 屋 内

に

お 1 て 発 生 が 予 測 さ れ る 火 災  $\mathcal{O}$ 継 続 時 間 単 位 分

 $\alpha$ 当 該 隣 接 室 に お け る 火 災 温 度 上 昇 係 数

特 定 主 要 構 造 部 が 令 第 百 九 条  $\mathcal{O}$ 五. 第 号 に 掲 げ る 基 準 12 適 合 す る 建 築 物  $\mathcal{O}$ 部 分 令 和 元 年 玉 土

交 通 省 告 示 第 百 九 十三 号 第 第 項 第 号 若 L < は 第 兀 号 又 は 平 成 + 七 年 玉 土 交 通 省 告 示 第

百 五. +五. 号 第 第 項 第 号 か 5 第 几 号 ま で  $\mathcal{O}$ 1 ず れ か に 定  $\Diamond$ る 構 造 で あ る ŧ  $\mathcal{O}$ を 除 <\_ 通

常火災終了時間

兀 前 各 号 に 該 当 L な 11 建 築 物  $\mathcal{O}$ 部 分 特 定 主 要 構 造 部 が 令 第 百 + 条 第 号 に 掲 げ る 基 準 に 適 合 す

るものを除く。) 六十分

第 + 第  $\mathcal{O}$ 遮 熱 型 九 十 分 間 防 火 設 備 は 次  $\mathcal{O}$ 各 号  $\mathcal{O}$ 1 ず れ カン に 掲 げ る 防 火 設 備 で、 第二 第

号 IJ (2) 及 び (3) に 掲 げ る 基 準 に 適 合 す る t  $\mathcal{O}$ を 1 う。

可 燃 防 火 物 燃 設 焼 備 温 に 度 通 常 以 上  $\mathcal{O}$ 火 に 災 上 昇 に ょ L る な 11 火 熱 £  $\mathcal{O}$ が لح 九 + し て 分 間 法 加 第 え 5 + れ た 条 場 第 合 に 項 当 令 該 第 加 熱 百 八 面 条 以 外  $\mathcal{O}$  $\equiv$  $\mathcal{O}$ 第 面  $\mathcal{O}$ 号 温 又 度 は が

令 第 百 九 条  $\mathcal{O}$ 八  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る 玉 土 交 涌 大 臣  $\mathcal{O}$ 認 定 を 受 け た 防 火 設 備

1 骨 ル 以 組 上 を 鉄  $\mathcal{O}$ 材 繊 で 維 造 強 化 り セ メ 両 ン 面 } 12 そ 板 れ け ぞ 1 n 厚 酸 さ 力 が ル シ 3 ウ A IJ 板 X ] に 限 1 る ル 以 上 を  $\mathcal{O}$ 張 鉄 板 0 た 及 防 び 厚 火 さ 戸 が + ? IJ メ

第 十 二 第  $\mathcal{O}$ 潍 遮 熱 型 九 十 分 間 防 火 設 備 は 次  $\mathcal{O}$ 各 号  $\mathcal{O}$ 11 ず れ か に 撂 げ る 防 火 設 備 で 第 第

一 遮熱型九十分間防火設備

三号

IJ

(2)

及

75

(3)

に

掲

げ

る

基

準

に

適

合

す

る

Ł

 $\mathcal{O}$ 

を

いう。

令 和 防 六 火 年 設 玉 備 + に 交 通 通 常 省  $\mathcal{O}$ 告 火 示 災 第 に よ 百 る 火 + 熱 八 が 号 九 第 十 分 に 間 定 加  $\Diamond$ え る 5 温 れ 度 た 以 場 合 上 に に 上 当 昇 該 L な 加 熱 11 ŧ 面  $\mathcal{O}$ 以 لح 外  $\mathcal{O}$ L 7 面  $\mathcal{O}$ 法 温 第 度 が

+ 条 第 項 令 第 百 八 条  $\mathcal{O}$ 三 第 号 又 は 令 第 百 九 条  $\mathcal{O}$ 八  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る 玉 土 交 通 大 臣  $\mathcal{O}$ 認 定 を

けた防火設備

三 骨 組 を 鉄 材 又 は 鋼 材 日 本 産 業 規 格 G 匹  $\bigcirc$ 兀 に 規 定 す る S U S 匹  $\bigcirc$ に 適 合 す る ŧ  $\mathcal{O}$ に 限 る

以 下  $\mathcal{O}$ 号 に お 11 7 同 U で 造 Ŋ 両 面 に そ n ぞ れ 厚 さ が + 五. ? IJ メ ] 1 ル 以 上  $\mathcal{O}$ 繊 維 強 化

セ メ  $\vdash$ 板 け 11 酸 力 ル シ ウ ム 板 12 限 る。 を 張 0 た 防 火 戸 で あ 0 て、 次  $\mathcal{O}$ イ 及 び 口 に 掲 げ る 基

準に適合するもの

イ 枠 及 75 框 を 鉄 材 又 は 鋼 材 で 造 ŋ 枠 見 付 4 法 が 五 + 3 IJ メ 1 ル 以 下 で あ る Ł  $\mathcal{O}$ に 限

る。 及 U 框 見 付 4 法 が 百 + 3 IJ メ 1 1 ル 以 下 で あ る ŧ  $\mathcal{O}$ に 限 る に + \_ ? IJ メ 1 ル

以 上  $\mathcal{O}$ 繊 維 強 化 セ メ ン 1 板 を 張 0 た ŧ  $\mathcal{O}$ で 枠  $\mathcal{O}$ 内 部 が 干 ル タ ル 又 は せ 0 こう で 埋  $\Diamond$ 5 れ た ŧ

のとすること。

口 火 災 時 に お 1 て 枠 لح 框  $\mathcal{O}$ 間 に 隙 間 が 生 U な 1 ょ う、 加 熱 に ょ ŋ 膨 張 す る 部 材 黒 鉛 を 含 有

す

る 工 ポ 丰 シ 樹 脂 で 造 5 れ た £  $\mathcal{O}$ に 限 る を 戸  $\mathcal{O}$ 全 周 に わ た 0 7 設 置 す る

第 十三 第  $\mathcal{O}$ 瀌 熱 型 特 定 防 火 設 備 は 次  $\mathcal{O}$ 各 号  $\mathcal{O}$ 1 ず れ か 12 掲 げ る 防 火 設 備 で、 第二 第三 号 IJ (2) 及

び (3) に 掲 げ る 基 潍 に 適 合 す る ŧ  $\mathcal{O}$ を 1 う。

遮熱型九十分間防火設備

防 火 設 備 に 涌 常  $\mathcal{O}$ 火 災 に よ る 火 熱 が 六 + 分 間 加 え 5 れ た 場 合 に 当 該 加 熱 面 以 外  $\mathcal{O}$ 面  $\mathcal{O}$ 温 度 が

可 燃 物 燃 焼 温 度 以 上 に 上 昇 L な 11 ŧ  $\mathcal{O}$ لح し 7 法 第 + 条 第 項 令 第 百 八 条  $\mathcal{O}$  $\equiv$ 第 号 又 は

令 第 百 九 条  $\mathcal{O}$ 八  $\mathcal{O}$ 規 定 12 ょ る 玉 土 交 涌 大 臣  $\mathcal{O}$ 認 定 を 受 け た 防 火 設 備

第 + 兀 第  $\mathcal{O}$ 進 遮 熱 型 特 定 防 火 設 備 は 次  $\mathcal{O}$ 各 号  $\mathcal{O}$ 1 ず n カ 12 撂 げ る 防 火 設 備 で、 第 第 号 IJ (2)

及 び (3) に 掲 げ る 基 準 に 適 合 す る £  $\mathcal{O}$ を 1 う。

遮 熱 型 特 定 防 火 設 備 又 は 進 遮 埶 型 九 + 分 間 防 火 設 備

防 火 設 備 に 通 常  $\mathcal{O}$ 火 災 12 ょ る 火 熱 が 六 + 分 間 加 え 5 れ た 場 合 に、 当 該 加 熱 面 以 外  $\mathcal{O}$ 面  $\mathcal{O}$ 温 度 が

+ 令 和 六 条 第 年 玉 項 + 交 令 通 第 省 告 百 八 示 第 条  $\mathcal{O}$ 三 百 第 + 号 八 号 又 第 は 令 に 第 定 百 九  $\Diamond$ 条 る 温  $\mathcal{O}$ 八 度  $\mathcal{O}$ 以 規 上 定 に に 上 ょ 昇 る L な 玉 土 1 交 ŧ 通  $\mathcal{O}$ 大 لح 臣 L 7  $\mathcal{O}$ 認 定 法 を 第

けた防火設備

第 + 五 第  $\mathcal{O}$ 瀌 熱 型 兀 十 五 分 間 防 火 設 備 は 次  $\mathcal{O}$ 各 号  $\mathcal{O}$ 1 ず れ カゝ に 掲 げ る 防 火 設 備 で 第 묽

一 遮熱型特定防火設備

IJ

(2)

及

び

(3)

に

撂

げ

る

基

準

12

適

合

す

る

ŧ

 $\mathcal{O}$ 

を

1

う。

防 火 設 備 12 通 常  $\mathcal{O}$ 火 災 に ょ る 火 熱 が 匹 十 五. 分 間 加 え 5 れ た 場 合 に 当 該 加 熱 面 以 外  $\mathcal{O}$ 面  $\mathcal{O}$ 温 度

が 可 燃 物 燃 焼 温 度 以 上 12 上 昇 L な 1 4  $\mathcal{O}$ لح て 法 第 + 条 第 項 令 第 百 八 条  $\mathcal{O}$  $\equiv$ 第 号 又

は 令 第 百 九 条  $\mathcal{O}$ 八  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る 玉 土 交 通 大 臣  $\mathcal{O}$ 認 定 を 受 け た 防 火 設 備

第 + 六 第  $\mathcal{O}$ 進 瀌 熱 型 兀 + 五 間 防 火 設 備 は 次  $\mathcal{O}$ 各 号  $\mathcal{O}$ 1 ず れ カン に 掲 げ る 防 火 設 備 で 第 第 묽

IJ (2)及 び (3) 12 掲 げ る 基 潍 12 適 合 す る Ł  $\mathcal{O}$ を 1 う。

遮 熱 型 兀 + 五. 分 間 防 火 設 備 又 は 潍 瀌 熱 型 特 定 防 火 設 備

防 火 設 備 に 通 常  $\mathcal{O}$ 火 災 に ょ る 火 熱 が 兀 十 五. 分 間 加 え 5 n た 場 合 に 当 該 加 熱 面 以 外  $\mathcal{O}$ 面  $\mathcal{O}$ 温 度

が 令 和 六 年 玉 土 交 通 省 告 示 第 百 + 八 号 第 に 定  $\Diamond$ る 温 度 以 上 に 上 昇 L な 1 ŧ  $\mathcal{O}$ と 7 法 第

+ 条 第 項 令 第 百 八 条  $\mathcal{O}$  $\equiv$ 第 号 又 は 令 第 百 九 条  $\mathcal{O}$ 八  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る 玉 +: 交 涌 大 臣  $\mathcal{O}$ 認 定 を

受けた防火設備

### 附 則

施 行 期 日

第 条  $\mathcal{O}$ 告 示 は 脱 炭 素 社 会  $\mathcal{O}$ 実 現 に 資 す る た 8  $\mathcal{O}$ 建 築 物  $\mathcal{O}$ 工 ネ ル ギ 消 費 性 能  $\mathcal{O}$ 向 上 に 関 す る

法 律 等  $\mathcal{O}$ 部 を 改 正 す る 法 律 令 和 兀 年 法 律 第 六 + 九 号) 附 則 第 条 第 兀 号 に 掲 げ る 規 定  $\mathcal{O}$ 施 行  $\mathcal{O}$ 

日 令 和 六 年 兀 月 日) カン 5 施 行 す る

壁 等  $\mathcal{O}$ 構 造 方 法 を 定  $\Diamond$ る 件  $\mathcal{O}$ 廃 止

第二

壁

等

 $\mathcal{O}$ 

構

造

方

法

を

定

 $\Diamond$ 

る

件

成

+

七

年

玉

土

交

通

省

告

示

第

百

五

+

号)

は

廃

止

す

る

条 平

特 定 防 火 設 備  $\mathcal{O}$ 構 造 方 法 を 定 8 る 件  $\mathcal{O}$ 部 改 正

第三 条 特 定 防 火 設 備  $\mathcal{O}$ 構 造 方 法 を 定  $\Diamond$ る 件 亚 成 + 年 建 設 省 告 示 第 千 三 百 六 + 九 号)  $\mathcal{O}$ 部 を 次

 $\mathcal{O}$ ょ う に 改 正 す る

次  $\mathcal{O}$ 表 に ょ り 改 正 前 欄 及 び 改 正 後 欄 12 対 応 し て 撂 げ る そ  $\mathcal{O}$ 標 記 部 分 に 重 傍 線 を 付 L た 規 定

以 下  $\mathcal{O}$ 条 に お 1 7 対 象 規 定」 と 1 う。 は 改 正 前 欄 12 撂 げ る 対 象 規 定 を 改 IF. 後 欄 に 掲 げ る

対 象 規 定 لح 7 移 動 L 改 正 後 欄 12 掲 げ る 対 象 規 定 で 改 正 前 欄 に ک れ に 対 応 す る ŧ  $\mathcal{O}$ を 撂 げ 7 11 な

1 ŧ  $\mathcal{O}$ は れ を 加 え る

三~十 (略) 特定防火設備	二 令和六年国土交通省告示第二百二十七号第十四に規定する準遮熱型 - (単)	一 (格)	のとすることとする。	熱面以外の面に火炎を出さない防火設備の構造方法は、次に定めるも	第一 通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後一時間加	改正後
二~儿 (略)	(新設)	一 (各)	のとすることとする。	熱面以外の面に火炎を出さない防火設備の構造方法は、次に定めるも	第一 通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後一時間加	改正前

建 築 基 潍 法 第 + 条 第 項 に 規 定 す る 建 築 物  $\mathcal{O}$ 特 定 主 要 構 造 部  $\mathcal{O}$ 構 造 方 法 を 定 8 る 件  $\mathcal{O}$ 部 改

正

和

元

年

玉

土

交

通

省

告

示

第

百

九

十三

号)

 $\mathcal{O}$ 

部

を

次

 $\mathcal{O}$ 

ょ

う

に

改

正

す

る

第 兀 条 建 築 基 準 法 第 +条 第 項 に 規 定 す る 建 築 物  $\mathcal{O}$ 特 定 主 要 構 造 部  $\mathcal{O}$ 構 造 方 法 を 定  $\Diamond$ る 件 令

す 定 る る を 重 規 次 改 ŧ 傍 定  $\mathcal{O}$ 正 線 表  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ を 傍 に 後 を 掲 欄 付 線 ょ り、 げ に L を て 掲 た 付 改 1 げ 規 L な る 定 正 た 対 部 1 前 ŧ 象 以 分 欄 規 下  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ に は 定 ょ 掲 کے う げ  $\mathcal{O}$ L 条 る 12 れ 規 7 改 に を 移 定 お  $\Diamond$ 加 動 1  $\mathcal{O}$ え 改 傍 L て る。 正 線 改 を 対 前 象 欄 付 正 規 後 及 L 欄 定 た CV 12 改 部 掲 と 正 分 げ 後 を 1 う。 欄 る 対 12 れ 象 に 対 規 順 応 は 定 L 次 で 改 7 対 改 正 掲 応 げ す 正 前 る 欄 る 前 欄 に そ 改 に 掲  $\mathcal{O}$ 正 げ 標 後 欄 る れ 記 に 対 部 に 対 象 分 掲 応 規 12 げ

第一 2 う。 三~六 築物の部分の区分に応じ、当該各号に定める基準に適合する構造をい 前項及び第七項の「火災時倒壊防止構造」は、 イ こと。 非耐力壁 次に掲げる基準 あっては、 でその全部又は一部に防火被覆を設けていないものに限る。)に (ij) (Ţ) の部分が炎侵入防止構造であること。 に応じ、当該(!)から(!)までに定める構造とするほか、 木造建築物の非耐力壁(その全部又は一部に木材を用いたも (略) 、延焼のおそれのある部分に限る。以下この(i)、ロ(l)及び第火災終了時間以上である建築物の非耐力壁(外壁にあっては 応じ、当該(j)から(v)までに定める構造とするほか、取合い等次の(j)から(v)までに掲げる補正固有通常火災終了時間の区分 受けたものに限る。)の構造方法を用いる構造 規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を 了時間以上である建築物の非耐力壁(法第二十七条第一項に けたものに限る。) 又は特定避難時間が補正固有通常火災終 定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受 (略 |項第二号イ③|において同じ。) (法第二十一条第一項に規 百二十分を超える場合 通常火災終了時間が補正固有通 次の①又は②のいずれかに掲げる基準に適合している (略) 改 正 後 次の各号に掲げる建 0 第一 2 う。 三~六 築物の部分の区分に応じ、当該各号に定める基準に適合する構造をい 前項及び第七項の「火災時倒壊防止構造」は、 こと。 非耐力壁 あっては、次の(1)又は(2)のいずれかに掲げる基準に適合している でその全部又は一部に防火被覆を設けていないものに限る。)に 木造建築物の非耐力壁(その全部又は一部に木材を用いたも (ij) (ೖ) の部分が炎侵入防止構造であること。 に応じ、当該(!)から(\*)までに定める構造とするほか、取合い等 (i) (略) 次のjiからwまでに掲げる補正固有通常火災終了時間の区分 受けたものに限る。)の構造方法を用いる構造 規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を 了時間以上である建築物の非耐力壁(法第二十七条第一項に 定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受 八項第二号イ②において同じ。)(法第二十一条第一項に規 火災終了時間以上である建築物の非耐力壁(外壁にあっては けたものに限る。)又は特定避難時間が補正固有通常火災終 (略 延焼のおそれのある部分に限る。以下この(1)、ロ(1)及び第 百二十分を超える場合 次に掲げる基準 略 改 正 通常火災終了時間が補正固有通常 前 次の各号に掲げる建

### 8 3 7 (略

げる建築物の部分の区分に応じ、当該各号に定める基準に適合する構 造をいう。 一項、第二項及び次項の「二時間準耐火構造」は、 次の各号に掲

### 耐力壁 次に掲げる基準

その全部又は一部に防火被覆を設けていないものに限る。)にあ っては、 もの又は同号の規定こよる忍証させよう。構造方法を用いるの耐力壁(令第百八条の三第一号に規定する構造方法を用いる」の耐力壁(令第百八条の三第一号に規定する構造方法を用いる。 木造建築物の耐力壁(その全部又は一部に木材を用いたもので 次の⑴から⑶までのいずれかに掲げる基準に適合するこ

### (2) • (3)

る構造であること。

(3) イ(3) に掲げる基準に適合するもの(2) (略) (略) に掲げる基準に適合するものい等の部分が炎侵入防止構造であること。 次の(1)から(3)までのいずれかに該当するものであるほか、 木造建築物の耐力壁(イに規定するものを除く。)にあっては 取合

**一川に掲げる基準に適合するもの** 

### 非耐力壁 次に掲げる基準

あっては、 でその全部又は一部に防火被覆を設けていないものに限る。)に の非耐力壁(令第百八条の三第一号に規定する構造方法を用い特定区画通常火災継続時間が百二十分間以上である特定区画 るもの又は同号の規定による認定を受けたものに限る。)に用 木造建築物の非耐力壁(その全部又は一部に木材を用いたもの 次の①から③までのいずれかに掲げる基準に適合する

### (2) • (3) (略

いる構造であること

8 げる建築物の部分の区分に応じ、 造をいう。 第一項、第二項及び次項の「二時間準耐火構造」は、 当該各号に定める基準に適合する構 次の各号に掲

### 耐力壁 次に掲げる基準

その全部又は一部に防火被覆を設けていないものに限る。)にあ っては、次の(1)又は(2)のいずれかに掲げる基準に適合すること。 木造建築物の耐力壁(その全部又は一部に木材を用いたもので

### (1)|| • (2)||

の部分が炎侵入防止構造であること。 次の①又は②のいずれかに該当するものであるほか、 木造建築物の耐力壁(イに規定するものを除く。)にあっては 取合い等

### (新設)

(2) (1)

**イ**②に掲げる基準に適合するもの

# 非耐力壁 次に掲げる基準

あっては、次の①又は②のいずれかに掲げる基準に適合すること でその全部又は一部に防火被覆を設けていないものに限る。)に 木造建築物の非耐力壁(その全部又は一部に木材を用いたもの

(新設)

### (1) (2) 略

合い等の部分が炎侵入防止構造であること。は、次の①から③までのいずれかに該当するものであるほか、取1、木造建築物の非耐力壁(イに規定するものを除く。)にあって1

|| イ⑴に掲げる基準に適合するもの

### (2) (略)

3 イ③に掲げる基準に適合するもの

一 柱 次に掲げる基準

・ 木造建築物の柱(その全部又は一部に木材を用いたものでその・ 木造建築物の柱(その全部又は一部に防火被覆を設けていないものに限る。)にあって全部又は一部に防火被覆を設けていないものに限る。)にあって

### (i

- (i) 当該柱を接合する継手又は仕口が、昭和六十二年建設省告(i) 当該柱を接合する継手又は仕口が、昭和六十二年建設省告示。この場合において、同告示第一号イ中「二・五センること。この場合において、同告示第一号イ中「二・五センること。この場合において、同告示第一号イ中「二・五センること。この場合において、同告示第一号イ中「二・五センること。この場合において、通常の火災時の加熱に応じ、当該柱を接合する継手又は仕口が、昭和六十二年建設省告
- 当該柱を有する建築物全体が、昭和六十二年建設省告示第 ■ 当該柱を有する建築物全体が、昭和六十二年建設省告示第 ■ 当該柱を有する建築物全体が、昭和六十二年建設省告示第 ■ 当該柱を有する建築物全体が、昭和六十二年建設省告示第

等の部分が炎侵入防止構造であること。は、次の①又は②のいずれかに該当するものであるほか、取合い口 木造建築物の非耐力壁(イに規定するものを除く。)にあって

(新設)

### (1) (略)

2 イ2に掲げる基準に適合するもの

# 柱 次に掲げる基準

かつ、次に掲げる基準に適合する構造であるほか、取合い等の(1) 構造用集成材又は構造用単板積層材を使用するものであり、は、次の(1)又は(2)のいずれかに掲げる基準に適合すること。全部又は一部に防火被覆を設けていないものに限る。)にあって、木造建築物の柱(その全部又は一部に木材を用いたものでその

### (略)

(ii)

部分が炎侵入防止構造であること。

- 。 三号第一第八項第一号イ(1)(i)(一)()) 三号第一第八項第一号イ(1)(i)(一)()) こと。この場合において、同告示第一号イ中「二・五センること。この場合において、同告示第一号イ中「二・五センること。この場合において、同告示第一号イ中「二・五センる」とあるのは「令和元年国土交通省告示第百九十二年建設省告である」と談社を接合する継手又は仕口が、昭和六十二年建設省告
- 当該柱を有する建築物全体が、昭和六十二年建設省告示第
   とする。
   とする。
   とする。
   とする。
   とする。
   とびるとのは「今和元年国土交通省告示第五センチメートル」とあるのは「今和元年国土交通省告示第五センチメートル」とあるのは「今和元年国土交通省告示第五センチメートル」とあるのは「今和元年国土交通省告示第五センチメートル」とあるのは「今和元年国土交通省告示第五センチメートル」とあるのは「今和元年国土交通省告示第一とする。

断面の小径が、二十センチメートル以上であること。 ら内側に、 材その他の材料で防火上有効に被覆された部分を除く。)か 主要構造部である柱のうち木材で造られた部分の表面 当該
(()又は
()に定める
値の部分が除かれたときの
残りの 第一号イ(2)(三)(三)(三)又は回に掲げる場合の区分に応

### (2) (略) (略

床 次に掲げる基準

全部又は一部に防火被覆を設けていないものに限る。)にあって 造であること。 の床(令第百八条の三第一号に規定する構造方法を用いるもの 又は同号の規定による認定を受けたものに限る。)に用いる構 木造建築物の床(その全部又は一部に木材を用いたものでその 特定区画通常火災継続時間が百二十分間以上である特定区画 次の(1)から(3)までのいずれかに掲げる基準に適合すること。

ものであり、かつ、次に掲げる基準に適合する構造であるほか 取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。 構造用集成材、構造用単板積層材又は直交集成板を使用する 当該床の接合部の構造方法が、次に定める基準に従って

とができる構造であること。 通常の火災時の加熱に対して耐力の低下を有効に防止するこ 材料で防火上有効に被覆された部分を除く。)から内側に 該⑴又は⑴に定める値の部分が除かれたときの残りの部分 接合部のうち木材で造られた部分の表面(木材その他 当該接合部の存在応力を伝えることができる構造であ 一号イ⑵i) (1) (4) 又は印に掲げる場合の区分に応じ、当

- $(i_{V})$ ら内側に、第 断面の小径が、二十センチメートル以上であること。 じ、当該<br />
  ()又は<br />
  回に<br />
  定める<br />
  値の<br />
  部分が除かれたときの<br />
  残りの 材その他の材料で防火上有効に被覆された部分を除く。)か 主要構造部である柱のうち木材で造られた部分の表面(木 一号イ(1)(i)(l)(l)(l)又は(l)に掲げる場合の区分に応
- (略)

口 (略)

兀 次に掲げる基準

は、次の①又は②のいずれかに掲げる基準に適合すること。 全部又は一部に防火被覆を設けていないものに限る。) にあって 木造建築物の床(その全部又は一部に木材を用いたものでその

- (1) ものであり、かつ、次に掲げる基準に適合する構造であるほか 取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。 構造用集成材、構造用単板積層材又は直交集成板を使用する
- (i) とができる構造であること。 通常の火災時の加熱に対して耐力の低下を有効に防止するこ 当該床の接合部の構造方法が、 次に定める基準に従って、
- ること。 が、当該接合部の存在応力を伝えることができる構造であ 該川又は回に定める値の部分が除かれたときの残りの部分 材料で防火上有効に被覆された部分を除く。)から内側に 第一号イ(1)(1)(1)(1)又は(1)に掲げる場合の区分に応じ、 接合部のうち木材で造られた部分の表面(木材その他 当
- (ii) (iv) (略

(jj) (jv)

(略)

 $(\underline{\phantom{a}})$ 

(略)

ること。

### (3) 略

の部分が炎侵入防止構造であること。 の1)から3)までのいずれかに該当するものであるほか、 木造建築物の床(イに規定するものを除く。)にあっては、 取合い等

イ⑴に掲げる基準に適合するもの

五.

はり イ33に掲げる基準に適合するもの 次に掲げる基準

ては、次の①又は②のいずれかに掲げる基準に適合すること。 全部又は一部に防火被覆を設けていないものに限る。) にあっ げる基準に適合する構造であるほか、取合い等の部分が炎侵入 木造建築物のはり(その全部又は一部に木材を用いたものでそ 構造用集成材又は構造用単板積層材を使用し、かつ、次に掲

# (i) (略)

- あること。この場合において、同告示第一号イ中「二・五セ 熱に対して耐力の低下を有効に防止することができる構造で 分に応じ、 ンチメートル」とあるのは「令和元年国土交通省告示第百 示第千九百一号に定める基準に従って、通常の火災時 当該はりを接合する継手又は仕口が、昭和六十二年建設 第八項第一号イ2(三)(三)(三)(三)(三)に掲げる場合の区 当該
  (()又は
  (()に定める値」と
  読み替えるものとす の加 九
- 構造であること。この場合において、同告示第二号イ中「二 第千九百二号に定める基準に従った構造計算によって通常の当該はりを有する建築物全体が、昭和六十二年建設省告示 合の区分に応じ、 第百九十三号第 火災により容易に倒壊するおそれのないことが確かめられた ・五センチメートル」とあるのは「令和元年国土交通省告示 第八項第一号イ(2)(三)(三)(三)又は回に掲げる場 当該

  ()

  又は

  ()

  に定める

  値」と

  読み替える

  も

次

口 分が炎侵入防止構造であること。 の①又は②のいずれかに該当するものであるほか、取合い等の木造建築物の床(イに規定するものを除く。)にあっては、 取合い等の部 次

イ20に掲げる基準に適合するもの

はり 次に掲げる基準

五.

(1) ては、次の①又は②のいずれかに掲げる基準に適合すること。 の全部又は一部に防火被覆を設けていないものに限る。)にあっ 防止構造であること。 げる基準に適合する構造であるほか、取合い等の部分が炎侵入 木造建築物のはり(その全部又は一部に木材を用いたものでそ 構造用集成材又は構造用単板積層材を使用し、かつ、次に掲

- 熱に対して耐力の低下を有効に防止することができる構造で 告示第千九百一号に定める基準に従って、 分に応じ、当該<br />
  衍又は<br />
  回に定める値」と読み替えるものとす あること。この場合において、同告示第一号イ中「二・五セ 十三号第一第八項第一号イ⑴⑴一〇又は回に掲げる場合の区 ンチメートル」とあるのは「令和元年国土交通省告示第百九 当該はりを接合する継手又は仕口が、 昭和六十二年建設省 通常の火災時 の加
- (iii) 構造であること。この場合において、同告示第二号イ中「二 合の区分に応じ、 第百九十三号第 ・五センチメートル」とあるのは「令和元年国土交通省告示 火災により容易に倒壊するおそれのないことが確かめられた 第千九百二号に定める基準に従った構造計算によって通常の 当該はりを有する建築物全体が、昭和六十二年建設省告示 当該

  ()

  又は

  ()

  に定める

  値」と

  読み替える

  も 第八項第一号イ(1)(1)(1)(1)(1)又は印に掲げる場

のとする

### (2)

(略)

六 軒裏 次に掲げる基準

げる場合の区分に応じ、当該(i)又は(i)に定める値以上であるほ(1) 構造用集成材、構造用単板積層材又は直交集成板を使用するては、次の(1)又は(2)のいずれかに掲げる基準に適合すること。の全部又は一部に防火被覆を設けていないものに限る。) にあっの全部又は一部に殊材を用いたものでそ

### (2) (略)

取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。

口 (略)

構造をいう。 掲げる建築物の部分の区分に応じ、当該各号に定める基準に適合する9 第一項、第二項及び次項の「九十分間準耐火構造」は、次の各号に

一 耐力壁 次に掲げる基準

」。
 つては、次の①から③までのいずれかに掲げる基準に適合するこっては、次の①から③までのいずれかに掲げる基準に適合するこその全部又は一部に防火被覆を設けていないものに限る。)にあイ 木造建築物の耐力壁(その全部又は一部に木材を用いたもので

継続時間が九十分間以上である建築物の耐力壁(令第百九条のの又は同号の規定による認定を受けたものに限る。)又は火災耐力壁(令第百八条の三第一号に規定する構造方法を用いるも「特定区画通常火災継続時間が九十分間以上である特定区画の

のとする。

### (略)

口 (略)

ては、次の⑴又は⑵のいずれかに掲げる基準に適合すること。の全部又は一部に防火被覆を設けていないものに限る。)にあっイ 木造建築物の軒裏(その全部又は一部に木材を用いたものでそ軒裏 次に掲げる基準

か、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。 げる場合の区分に応じ、当該(三又は(三に定める値以上であるほものであり、かつ、当該軒裏の厚さが第二号イ(三)又は(三に掲し、構造用集成材、構造用単板積層材又は直交集成板を使用する

(2) (略)

口 (略)

構造をいう。 掲げる建築物の部分の区分に応じ、当該各号に定める基準に適合する9 第一項、第二項及び次項の「九十分間準耐火構造」は、次の各号に

耐力壁 次に掲げる基準

っては、次の⑴又は⑵のいずれかに掲げる基準に適合すること。その全部又は一部に防火被覆を設けていないものに限る。)にあれ 木造建築物の耐力壁(その全部又は一部に木材を用いたもので

(新設)

あること。 八に規定する構造方法を用いるものに限る。 )に用いる構造で

### (2) • (3)

- い等の部分が炎侵入防止構造であること。 次の(1)から(3)までのいずれかに該当するものであるほか、 木造建築物の耐力壁(イに規定するものを除く。)にあっては 取合
- (1) イ⑴に掲げる基準に適合する構造であるもの

非耐力壁 次に掲げる基準 イ⑶;又はiioいずれかに掲げる構造であるもの

あっては、次の⑴から⑶までのいずれかに掲げる基準に適合するでその全部又は一部に防火被覆を設けていないものに限る。) に 木造建築物の非耐力壁(その全部又は一部に木材を用いたもの

造であること。 災継続時間が九十分間以上である建築物の非耐力壁(令第百九 条の八に規定する構造方法を用いるものに限る。)に用いる構 もの又は同号の規定による認定を受けたものに限る。)又は火 非耐力壁(令第百八条の三第一号に規定する構造方法を用いる 特定区画通常火災継続時間が九十分間以上である特定区画

### (2) • (3) (略)

- 合い等の部分が炎侵入防止構造であること。 は、次の⑴から⑶までのいずれかに該当するものであるほか、 木造建築物の非耐力壁(イに規定するものを除く。)にあって 取
- (1) イ(1)に掲げる基準に適合する構造であるもの

### (2)

(3) イ⑶⑴又は⑴のいずれかに掲げる構造であるもの

### (1) (2)

、次の①から③までのいずれかに該当するものであるほか、 い等の部分が炎侵入防止構造であること。 木造建築物の耐力壁(イに規定するものを除く。)にあっては 取合

ら(5)までの 平 成二十七年国土交通省告示第二百五十号第 いずれかに該当する構造であるもの 号イ(1)

### (2) (略)

(1)

イ22(三又は三のいずれかに掲げる構造であるもの

二 非耐力壁 次に掲げる基準 イ 木造建築物の非耐力壁(その全部又は一部に木材を用いたもの あっては、次の①又は②のいずれかに掲げる基準に適合すること でその全部又は一部に防火被覆を設けていないものに限る。)に

### (新設)

### (1) (2)

- 合い等の部分が炎侵入防止構造であること。 は、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するものであるほか、 木造建築物の非耐力壁(イに規定するものを除く。)にあって、・2 (畔)
- (1) ららまでの 平成二十七年国土交通省告示第二百五十号第 いずれかに該当する構造であるもの 第 一号イ(1)か

# イ⑵(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造であるもの

(2)

# 、 てき建築がりま 三 柱 次に掲げる基準

は、次の⑴又は⑵のいずれかに掲げる基準に適合すること。 全部又は一部に防火被覆を設けていないものに限る。)にあってイ 木造建築物の柱(その全部又は一部に木材を用いたものでその

部分が炎侵入防止構造であること。 かつ、次に掲げる基準に適合する構造であるほか、取合い等のい 構造用集成材又は構造用単板積層材を使用するものであり、

### (i (略)

- (ii) 当該付又は回に定める値」と読み替えるものとするに対して耐力の低下を有効に防止することができる構造であること。この場合において、同告示第一号イ中「二・五センチメートル」とあるのは「令和元年国土交通省告示第百九十チメートル」とあるのは「令和元年国土交通省告示第百九十チメートル」とあるのは「令和元年国土交通省告示第百九十千五十十五十十五十十五十十二年建設省告に応じ、当該柱を接合する継手又は仕口が、昭和六十二年建設省告に応じ、当該付又は回に定める値」と読み替えるものとするに対している。
- 当該柱を有する建築物全体が、昭和六十二年建設省告示第
   当該柱を有する建築物全体が、昭和六十二年建設省告示第
- 断面の小径が、二十センチメートル以上であること。じ、当該公又は回に定める値の部分が除かれたときの残りのら内側に、第一号イ②⑴⑴公又は回に掲げる場合の区分に応材その他の材料で防火上有効に被覆された部分を除く。)か図 主要構造部である柱のうち木材で造られた部分の表面(木

# 一柱 次に掲げる基準

部分が炎侵入防止構造であること。

(1) 構造用集成材又は構造用単板積層材を使用するものであり、は、次の(1)又は(2)のいずれかに掲げる基準に適合すること。全部又は一部に防火被覆を設けていないものに限る。) にあって全部又は一部に防火被覆を設けていないものに限る。) にあって

### (略)

(i)

- 当該柱を有する建築物全体が、昭和六十二年建設省告示第
   とする。

### (2)

兀 次に掲げる基準

全部又は一部に防火被覆を設けていないものに限る。)にあって であること。 の八に規定する構造方法を用いるものに限る。)に用いる構造 は火災継続時間が九十分間以上である建築物の床(令第百九条 いるもの又は同号の規定による認定を受けたものに限る。)又 区画上部の床(令第百八条の三第一号に規定する構造方法を用 木造建築物の床(その全部又は一部に木材を用いたものでその 特定区画通常火災継続時間が九十分間以上である特定区画の 次の(1)から(3)までのいずれかに掲げる基準に適合すること。

ものであり、かつ、次に掲げる基準に適合する構造であるほか 取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。 構造用集成材、構造用単板積層材又は直交集成板を使用する

- とができる構造であること。 通常の火災時の加熱に対して耐力の低下を有効に防止するこ 当該床の接合部の構造方法が、次に定める基準に従って、 接合部のうち木材で造られた部分の表面(木材その他
- ること。 材料で防火上有効に被覆された部分を除く。)から内側に 該⑴又は⑴に定める値の部分が除かれたときの残りの部分 当該接合部の存在応力を伝えることができる構造であ 一号イ②①①〇〇又は回に掲げる場合の区分に応じ、当

(jj) (jv) (略)

の(1)から(3)までのいずれかに該当するものであるほか、 木造建築物の床(イに規定するものを除く。)にあっては、 取合い等

次に掲げる基準

兀

イ は、次の①又は②のいずれかに掲げる基準に適合すること。 全部又は一部に防火被覆を設けていないものに限る。)にあって 木造建築物の床(その全部又は一部に木材を用いたものでその

ものであり、かつ、次に掲げる基準に適合する構造であるほか 取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。 構造用集成材、構造用単板積層材又は直交集成板を使用する

(1)

- (i) とができる構造であること。 通常の火災時の加熱に対して耐力の低下を有効に防止するこ 当該床の接合部の構造方法が、 次に定める基準に従って、
- ること。 該川又は川に定める値の部分が除かれたときの残りの部分 材料で防火上有効に被覆された部分を除く。)から内側に が、当該接合部の存在応力を伝えることができる構造であ 接合部のうち木材で造られた部分の表面(木材その他

(i) (iv)

口 の(1)から(3)までのいずれかに該当するものであるほか、 木造建築物の床(イに規定するものを除く。)にあっては、次 取合い等

部分が炎侵入防止構造であること。

(1) イ口に掲げる基準に適合する構造であるもの

五. はり (3) イ⑶()又は⑴のいずれかに掲げる構造であるもの 次に掲げる基準

ては、 全部又は一部に防火被覆を設けていないものに限る。) にあっ げる基準に適合する構造であるほか、取合い等の部分が炎侵入 防止構造であること。 木造建築物のはり(その全部又は一部に木材を用いたものでそ 構造用集成材又は構造用単板積層材を使用し、かつ、次に掲 次の①又は②のいずれかに掲げる基準に適合すること。

- 分に応じ、 あること。この場合において、同告示第一号イ中「二・五セ 熱に対して耐力の低下を有効に防止することができる構造で 告示第千九百一号に定める基準に従って、 十三号第 ンチメートル」とあるのは「令和元年国土交通省告示第百九 当該はりを接合する継手又は仕口が、 当該(()又は())に定める値」と読み替えるものとす 第九項第一号イ2011日日又は回に掲げる場合の区 昭和六十二年建設 通常の火災時の加
- 合の区分に応じ、 第千九百二号に定める基準に従った構造計算によって通常の 第百九十三号第 構造であること。この場合において、同告示第二号イ中「二 ・五センチメートル」とあるのは「令和元年国土交通省告示 火災により容易に倒壊するおそれのないことが確かめられた 当該はりを有する建築物全体が、昭和六十二年建設省告 第九項第一号イ(2)(1)(1)(1)又は(1)に掲げる場 当該
  (()
  又は
  ()
  に定める
  値」と
  読み替えるも

部分が炎侵入防止構造であること。

ら③までのい 平成二十七年国土交通省告示第二百五十号第 ずれかに該当する構造であるもの 第 号イ(1)か

### (2)

イ(2)(i) 又は(i) のい ず れかに掲げる構造であるもの

はり 次に掲げる基準

五.

ては、次の(1)又は(2)のいずれかに掲げる基準に適合すること。 の全部又は一部に防火被覆を設けていないものに限る。)にあっ げる基準に適合する構造であるほか、取合い等の部分が炎侵入 防止構造であること。 木造建築物のはり(その全部又は一部に木材を用いたものでそ 構造用集成材又は構造用単板積層材を使用し、かつ、次に掲

### (i)

- (ii) 熱に対して耐力の低下を有効に防止することができる構造で 告示第千九百一号に定める基準に従って、 分に応じ、 あること。この場合において、同告示第一号イ中「二・五セ 十三号第 ンチメートル」とあるのは「令和元年国土交通省告示第百九 当該はりを接合する継手又は仕口が、 当該
  (()又は
  ()に定める
  値」と
  読み替えるものとす 第九項第一号イ川川川川以口に掲げる場合の区 昭和六十二年建設省 通常の火災時の加
- 合の区分に応じ、 構造であること。この場合において、同告示第二号イ中「二 第百九十三号第 ・五センチメートル」とあるのは「令和元年国土交通省告示 火災により容易に倒壊するおそれのないことが確かめられた 第千九百二号に定める基準に従った構造計算によって通常の 当該はりを有する建築物全体が、昭和六十二年建設省告示 第九項第一号イ⑴⑴一公又は印に掲げる場

(iii)

の断面の小径が、二十センチメートル以上であること。 から内側に、 木材その他の材料で防火上有効に被覆された部分を除く。 主要構造部であるはりのうち木材で造られた部分の 当該<br />
衍又は<br />
回に<br />
掲げる<br />
値の<br />
部分が除かれた<br />
ときの<br />
残り 第一号イ(2)(三)(三)(1)又は回に掲げる場合の区分に

### (2) (略

口 軒裏 (略) 次に掲げる基準

ては、次の(1)又は(2)のいずれかに掲げる基準に適合すること。 の全部又は一部に防火被覆を設けていないものに限る。)にあっ げる場合の区分に応じ、当該 (主又は 道に定める値以上であるほ ものであり、 木造建築物の軒裏(その全部又は一部に木材を用いたものでそ 構造用集成材、構造用単板積層材又は直交集成板を使用する かつ、当該軒裏の厚さが第二号イ⑵;又は涼に掲

取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。

11 10 に掲げる防火設備をいう。 第三項及び第六項の「九十分間防火設備」 は、 次の各号の いずれ か

型九十分防火設備 令和六年国土交通省告示第二百二十七号第十二に規定する準 -遮熱

三 5 五 (略)

13 12 かに掲げる防火設備をいう。 第三項及び第六項の「四十五分間防火設備」 は、 次の各号の いず

型四十五分間防火設備 令和六年国土交通省告示第二百二十七号第十六に規定する準遮熱

> $(i_{V})$ から内側に、第一号イ(1)(三)(三)又は回に掲げる場合の区分に木材その他の材料で防火上有効に被覆された部分を除く。) の断面の小径が、二十センチメートル以上であること。 応じ、当該
>
> ()
>
> 又は
>
> ()
>
> に掲げる
>
> 値の
>
> 部分が除かれたときの
>
> 残り 主要構造部であるはりのうち木材で造られた部分の 表面(

(略)

軒裏 ては、次の(1)又は(2)のいずれかに掲げる基準に適合すること。 の全部又は一部に防火被覆を設けていないものに限る。) にあっ げる場合の区分に応じ、 ものであり、かつ、当該軒裏の厚さが第二号イ(1)()又は(i)に掲 木造建築物の軒裏(その全部又は一部に木材を用いたものでそ 構造用集成材、 取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。 次に掲げる基準 構造用単板積層材又は直交集成板を使用する 当該(三)又は(三)に定める値以上であるほ

11 10 に掲げる防火設備をいう。 第三項及び第六項の「九十分間防火設備 は、 次の各号のい ずれ

(略)

(新設)

12 <u>一</u> 5 四

略

ħ

13 かに掲げる防火設備をいう。 第三項及び第六項の「四十 五分間防火設備 は、 次の各号の

ず

(新設)

火 災 に より 生 じ た 煙 又 は ガ ス  $\mathcal{O}$ 高 さに 基 一づく全に 館 避 難 安 全 検 証 法 に 関 す る 算 出 方 法 等 を定 め る 件

## の一部改正)

第 五 る 件 条 <del>(</del>令 火 和三年 災 に ょ 玉 り 土 生 交通省告 じ た 煙 又 示 は 第 ガ 兀 ス 百  $\mathcal{O}$ 七 高 十六号) さ に 基 づ <  $\mathcal{O}$ 全 部 館 を 避 次 難  $\mathcal{O}$ 安 ょ 全 うに 検 証 改 法 正 に す 関 る。 す る 算 出 方 法 等 を定め

					()	
造方法を用いる構造	認定を受けたものに限る。)の構	用いるもの又は同項の規定による	一条第一項に規定する構造方法を	ある建築物の床又は壁(法第二十	通常火災終了時間が九十分以上で	
			終了時間	の通常火災	当該建築物	

 $(\underline{\phantom{a}})$ 

通

常

火

災

終

了

時

を

用

V >

るも

 $\mathcal{O}$ 

又

+

条

第

項

に

で

あ

る

建

築

物

 $\mathcal{O}$ 

					(-)	
のに限る。)	同号の規定によ	定する構造方法	は壁(令第百八	十分間以上であ	特定区画通常火	

第三号イの表中

七 五	分間準耐火構造(一から三までに三号第一第八項に規定する七十五令和元年国土交通省告示第百九十	(四)
九 〇	及び口に掲げるものを除く。) でのいずれかに該当する構造(戸 年成二十七年国土交通省告示第二平成二十七年国土交通省告示第二	( <u>=</u> )
間 定 避	<ul><li>契物の床又は壁(法第二十</li><li>で用いる構造</li><li>がある</li><li>で用に規定する構造方法を</li><li>がの床又は壁(法第二十</li></ul>	
当該建築物	特定避難時間が九十分以上である	()

を

(五)				(四)							(=)			
令和元年国土交	るものを除く。	準耐火構造 (一)	三号第一第八項	令和元年国土交		方法を用いる構	定を受けたもの	いるもの又は同	条第一項に規定	る建築物の床又	特定避難時間が		構造方法を用い	る認定を受けた

<u></u>	でに掲げるものを	除く。)の(一からはまでの、(一からはまで	(七)
四 五	その他のもの	<	
	0	く。)げるものを除	
六〇	準に適合するも一時間準耐火基	から 国までに掲 準耐火構造 (一)	$( \overrightarrow{\vdash} )$
		ものを除く。)	
六〇	ら回までに掲げる	耐火構造(戸から	(王)
	<° )	掲げるものを除り	

\_

(八)	(七)	$(\dot{\uparrow})$	
でに掲げるも でに掲げるも	ものを除く。)耐火構造(⑴か	掲げるものを除ろ間準耐火構造	さものを除く。 三号第一第九項

規定する構造方法床又は壁(法第二間が百二十分以上	る認定を受けたも	を用いるもの又は	条の三第一号に規	る特定区画の床又	災継続時間が百二
終 了 時 間 火 災		継続時間	画通常火災	画の特定区	当該特定区

					-
					()
			備	交通大臣の認定を受けた防火設	法第六十一条の規定による国土
して国土交通大臣	を出さないものと	面以外の面に火炎	場合に、当該加熱	火熱が加えられた	通常の火災による

(川) 不燃材料で造り

	から回までに掲げ
	に規定する二時間
	通省告示第百九十
	造
	に限る。)の構造
	項の規定による認
時間	する構造方法を用
の特定避難	は壁(法第二十七
当該建築物	百二十分以上であ
	る構造
	ものに限る。)の
	は同項の規定によ

に、

六〇	掲げるものを除く。)特定防火設備(口から回までに	(四)
七 五	掲げるものを除く。)十五分間防火設備(一及び二に十三号第一第九項に規定する七十三号第一第土項に規定する七十二号第一第土の通省告示第百九	( <u>=</u> )
九 〇	を除く。) を除く。) を除く。)	(_)
間の認定を受けた時		

六〇	に適合するもの一時間準耐火基準
六〇	ら⇔までに掲げる
七 五	く。) (円から国までに に規定する七十五 上井五
九 〇	) おら回までに掲げから回までに掲げ

	げるものを除く。) る防火設備(日からはまでに掲法第二条第九号の二口に規定す	(七)
0   11	に掲げるものを除く。) 十四号第二第四項に規定する三十四号第二第四項に規定する三	$( \stackrel{\wedge}{\vdash} )$
<u>四</u> 五.	令第百十四条第五項において読 の第二十一項に規定する構造方法 を用いる防火設備又は同項の規 を用いる防火設備又は同項の規 でによる国土交通大臣の認定を でによる国土交通大臣の認定を でに掲げるものを除く。)	(五)

								(-)	
					認定を受けた防火設備	八の規定による国土交通大臣の	条の三第一号又は令第百九条の	法第二十一条第二項、令第百八	
のとして国土交通	上に上昇しないも	可燃物燃焼温度以	る。)の温度が、	に面するものに限	面以外の面(屋内	場合に、当該加熱	火熱が加えられた	通常の火災による	

でに掲げるものを二〇	
------------	--

(八)	
その他のもの	
0	
_	

省也	定を受けた防火設備   同の   場定による国土交通大臣の   場	八の規定による国土交通大臣の場合条の三第一号又は令第百九条の 火熱 法第二十一条第二項、令第百八 通常	
令和六年国土交通   大交通大臣の認定   本いものとして国   上に上昇し   大交通大臣の記言	<ul><li>あ。) の温度が</li><li>面以外の面(屋</li><li>が当該力</li></ul>	のの人	た時間大臣の認定を受け

を

七 五	令和元年国土交通省告示第九十	(王)
九	令和元年国土交通省告示第百九 令和元年国土交通省告示第百九	(四)
場合に ・ 当該加勢 ・ 出さないものと ・ 出さないものと を出さないものと を出さないものと	けた防火設備 による国土交通大臣の認定を受	
常の火災によ	第一項、令第百八条の三二十一条第二項、法第六	(=)

に改める。

= 0	令和元年国土交通省告示第百九	(八)
四 五.	までに掲げるものを除く。) 四十五分間防火設備(戸から) 十三号第一第十三項に規定する 中三号第一第十三項に規定する	(七)
六〇	掲げるものを除く。)特定防火設備(日から国までに	(八)
	三号第一第十二項に規定する七三号第一第十二項に規定する七	

	その他のもの	(+)
110	げるものを除く。) る防火設備(戸から川までに掲法第二条第九号の二口に規定す	(九)
	でに掲げるものを除く。)三十分間防火設備(戸から出ま十三号第一第十四項に規定する	